

<TAC>無断複写・複製を禁じます（2024年合格目標）

一級建築士 学科本科生 法規本講義

【無料体験入学用】

法規テキスト

（抜粋版）

資格の学校  
**TAC**



663-6105-1028-19



【一級建築士 関係法令マスター】

【一級建築士 本講義 法規】

回数	内容	法令集
1	序 法規の学習に当たって	Vol.1
	第1編 建築士法・建設業法	
2	第1節 建築士法	Vol.2
	第2節 建設業法	
3	第3編 関係法令	(講義後の確認テストはVol.1も使用)
	第1節 都市計画法	
4	第2節 消防法	
	第3節 バリアフリー法	
4	第4節 耐震改修法	
	第5節 住宅品確法	
	第6節 住宅瑕疵担保履行法	
	第7節 長期優良住宅法	
	第8節 景観法	
	第9節 盛土規制法	
	第10節 土砂災害防止法	
	第11節 建築物省エネ法	
	第12節 低炭素化法	
	第13節 建築物衛生法	
第14節 建設リサイクル法		

回数	内容	法令集
1	序 法規の学習に当たって	Vol.1
	第1編 建築士法・建設業法	
2	第1節 建築士法	Vol.1
	第2節 建設業法	
3	第2編 建築基準法	Vol.1
	第1節 用語の定義	
3	第2節 確認申請等の手続き規定	
	第3節 防火関係規定	
	1. 防火関係用語	
	2. 大規模建築物・特殊建築物の耐火性能	
4	3. 防火地域・準防火地域内の規制	
	4. 防火区画	
5	第4節 避難関係規定	
	1. 直通階段等	
	2. 避難階段・特別避難階段等	
	3. 排煙設備・非常用の照明装置・非常用の進入口等	
	第5節 内装制限等	
6	1. 内装制限	
	2. 避難安全検証法	
	3. 耐火性能検証法・防火区画検証法	
	第6節 一般構造規定	
	1. 採光	
	2. 換気	
	3. 石綿等の飛散・発散に対する衛生上の措置	
	4. その他	
	5. 階段	
	第7節 建築設備・その他	
1. 建築設備		
2. 単体規定 その他		
7	第8節 構造強度	
	1. 構造方法	
	2. 仕様規定	
	3. 構造計算	
8	4. 荷重及び外力、許容応力度、材料強度	
	第9節 都市計画区域等における制限	
	1. 道路関係の規定	
9	2. 用途制限	
	3. 容積率・建蔽率	
	4. 低層住居専用地域等内の制限	
	5. 建築審査会	
10	6. 斜線制限	
	7. 日影規制	
	8. 補助的・地域地区の制限	
	9. 地区計画等の区域	
11	第10節 建築協定	
	第11節 雑則	
	第12節 既存不適格建築物・用途変更	
	第13節 罰則	
12	第3編 関係法令	Vol.2 (講義後の確認テストはVol.1を使用)
	第1節 都市計画法	
	第2節 消防法	
	第3節 バリアフリー法	
	第4節 耐震改修法	
	第5節 住宅品確法	
	第6節 住宅瑕疵担保履行法	
	第7節 長期優良住宅法	
	第8節 景観法	
	第9節 盛土規制法	
	第10節 土砂災害防止法	
	第11節 建築物省エネ法	
	第12節 低炭素化法	
	第13節 建築物衛生法	
第14節 建設リサイクル法		

# 目次

序	法規の学習に当たって	1
---	------------	---

## 第1編 建築士法・建設業法

第1節	建築士法	13
第2節	建設業法	28

## 第2編 建築基準法

第1節	用語の定義	31
第2節	確認申請等の手続き規定	40
第3節	防火関係規定	53
1.	防火関係用語	53
2.	大規模建築物・特殊建築物の 耐火性能	60
3.	防火地域・準防火地域内の規制	65
4.	防火区画	69
第4節	避難関係規定	79
1.	直通階段等	79
2.	避難階段・特別避難階段等	85
3.	排煙設備・非常用の照明装置・ 非常用の進入口	88
第5節	内装制限等	93
1.	内装制限	93
2.	避難安全検証法	99
3.	耐火性能検証法・ 防火区画検証法	104
第6節	一般構造規定	106
1.	採光	106
2.	換気	109
3.	石綿等の飛散・発散に対する 衛生上の措置	110
4.	その他	111
5.	階段	112
第7節	建築設備・その他	114
1.	建築設備	114
2.	単体規定 その他	116
第8節	構造強度	118
1.	構造方法	118

2.	仕様規定	121
3.	構造計算	123
4.	荷重及び外力、許容応力度、 材料強度	124

第9節	都市計画区域等における制限	125
1.	道路関係の規定	125
2.	用途制限	133
3.	容積率・建蔽率	143
4.	低層住居専用地域等内の制限	153
5.	建築審査会	154
6.	斜線制限	156
7.	日影規制	165
8.	補助的地域地区の制限	168
9.	地区計画等の区域	170
第10節	建築協定	174
第11節	雑則	177
第12節	既存不適格建築物・用途変更	179
第13節	罰則	189

## 第3編 関係法令

第1節	都市計画法	191
第2節	消防法	201
第3節	バリアフリー法	207
第4節	耐震改修法	211
第5節	住宅品確法	215
第6節	住宅瑕疵担保履行法	216
第7節	長期優良住宅法	217
第8節	景観法	218
第9節	盛土規制法	219
第10節	土砂災害防止法	221
第11節	建築物省エネ法	223
第12節	低炭素化法	229
第13節	建築物衛生法	230
第14節	建設リサイクル法	231

付録1.	「要件のすべて」と「要件の一つ」	232
付録2.	「及び」の紛らわしい問題	233
付録3.	無窓の居室	234



### 1. 法規の試験は、スピードが命。

試験問題すべてを法令集で確認する時間はない。

覚えられる内容は覚え、覚えられない内容のみ法令集で確認する。

1時間45分で30問を解答。→1問当たり3.5分。

### 2. 法規目標点は26点（87%）

#### 科目ごとの基準点・目標点

科目	出題数	科目基準点	合格最低条件		目標	
			得点	得点率	得点	得点率
計画	20	11	14	70%	16	80%
環境	20	11	14	70%	16	80%
法規	30	16	24	80%	26	87%
構造	30	16	21	70%	24	80%
施工	25	13	17	68%	18	72%
合計	125	67	90	72%	100	80%

### 3. 法規の問題集実施上の注意点

設問と法令集の字面を見比べるだけの学習ではダメ！

#### (1) 設問を読むときの注意点

設問を読んですぐに法令集に飛び付かない。設問の意味を考え、意味を理解しようと努力する。

#### (2) 法令集を見るとき注意点

- ・法令集を見ないで判断できる設問ならば、法令集は見ない。
- ・あてずっぽうで条文を探さない。
- ・「この条文はきっとこの辺りにある」という確信又は予想を立ててから法令集を見る。

#### (3) 解説を見るとき注意点

解説に書いてある条文番号を見て、そこを開くだけの学習ではダメ。

どうしたらその条文にたどり着けるか考える。

- ・インデックスシートを使う。

- ・目次を使う。
- ・法令集の全体構造を理解する。

(4) 最後にもう一度、設問の意味を考え、覚える努力をする。  
もちろん、細かい数値を覚える必要はない。

#### 4. 本試験で制限時間内で解き終えるために

「本試験での解答時間短縮」の具体的な方法と、そのために必要な「普段の勉強」のポイントは次のとおり。

##### (1) 本試験での解答時間短縮について

法規では「誤っているもの」を選択する問題が多い。それを例に、各選択肢を「誤りの可能性」等の点から次の4つに分類したとき、次のようなイメージで問題を解いていくことが、本試験の制限時間内で解き終えるためのポイントとなる。

特に表の3の選択肢の解き方を間違えると制限時間内では終わらないので、要注意！

選択肢の4つの分類	本試験での解き方	備考
1. 暗記している内容で「誤り」を確信できる選択肢	それを法令集で調べずに解答として、それ以降の選択肢は見ずに次の問題に移る。	それ以降の選択肢を見ていると時間が無くなる。
2. 「多分この肢が誤りだろう」と強く思える選択肢	それを法令集で調べて、「誤り」であることを確認して、それ以降の選択肢は見ずに次の問題に移る。	
3. 「この肢が誤りかもしれない」と思う選択肢や、「条文の場所は分かるが、誤りか見当が付かない」という選択肢（こういう選択肢が多い）	①そのような選択肢を1肢ごとに法令集で調べず、 <b>まずはそれ以降の選択肢も一通り見る。</b> ②すべての選択肢を一通り見て、「誤り」の <b>第一候補</b> を法令集で調べる。 ③もしも第一候補が外れた場合は、 <b>第二候補</b> を調べる。 ④もしも第二候補も外れた場合は、 <b>第三候補</b> を調べずに、その問題は飛ばして次の問題に移る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これを1肢ごとに法令集で調べると時間が無くなる。</li> <li>・それ以降の選択肢の中にもっと「誤り」の可能性が高い<b>選択肢があることがあるため、一通り見る</b>ことが有効。</li> <li>・左記④の補足 選択肢を3つも法令集で調べている時間はない。<b>第二候補も外れるような場合は、勉強量が足りなかったか、若しくは、その問題は難しい。</b></li> </ul>
4. 条文の場所の見当が付かない選択肢	法令集で調べない。あてずっぽうで条文を探している時間はない。	

本試験での解答時間短縮のポイントは「多分この肢が誤りだろう」「この肢が誤りかもしれない」という絞り込みができること、そしてその勘所が当たること！

そのためには問題集の実施あるのみ！

## (2) 本試験での解答時間短縮のための「普段の勉強」におけるポイント

本試験では上記のように短時間で解かなければならないが、普段の勉強では、逆に、どうしたら本試験で早く解けるようになるかを「じっくり」考える。

具体的には解答時間短縮のために、次のような対策を「じっくり」行うことが大事。

### ①過去問を理解して覚える。

完全に覚えきれない場合であっても「多分この肢が誤りだろう」「この肢が誤りかもしれない」という勘所が効くようにすることが大事。

②線引きを工夫して、条文の内容が一目で分かるようにする。

③インデックスシールを工夫して、条文の場所に早くたどり着けるようにする。

④法から施行令に飛んでいる部分を直接施行令に飛べるようにする。

### ⑤電車の中も有効活用する。

「過去問を理解して覚える」ためには、必ずしも法令集は必要ない。したがって、電車の中なども有効に使える。自宅などでじっくり法令集を見ながら解いた問題の結果を覚えるために、翌日の電車の中で復習することも効果的。

## 5. 「学科の試験」において使用が認められる法令集について（受験要領より）

### (1) 使用が認められる法令集の条件

学科Ⅲ（建築法規）の問題を解答する場合に限り、次の1及び2の条件を満たす法令集の使用が認められます。

条件1. 条文等の順序の入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと（条文等の省略は認められる）。

条件2. 次に掲げる簡単な書込み及び印刷以外に解説等を付していないこと。

イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示（法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする）

ロ. 改正年月日

ハ. アンダーライン（二重線、囲み枠含む）

ニ. ○、△、×の記号

### (2) 注意

・使用が認められる法令集については、原則として、1冊

※インデックスシールは折りに触れて内容を確認する。せっかくシールがあるのに、それを忘れて条文を探すのは時間ももったいない。

本試験の解答に当たり、適用すべき法令については、その年の1月1日現在において施行されているものである。

とします。ただし、本編に付随する告示編等がある場合、1セットとして使用を認めます。

TAC法令集は、「Vol.1」と「Vol.2」で1セットとして使用を認められています。

(3) 認められる書込み等の例

**【構造耐力】**

**第20条** 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 高さが60mを超える建築物の安全上必要な構造方法<sup>当該建築物</sup>に関して\*1政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷

令36条 P147

(4) 認められない書込み等の例



は、特定防火対象物を示す

防火管理者必要

10人収容 ▲

30人収容 ▲

50人収容 ■

消防法施行令(抄)

別表

別表第1 (第1条の2—第3条、第3条の3、第4条、第4条の2の2—第4条の3、第6条、第9条—第14条、第19条、第21条—第29条の3、第31条、第34条、第34条の2、第34条の4—第36条関係)

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	▲百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ▲ ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅 ■

(認められない理由)

上記のような凡例による文字の書込みをすることにより、消防法施行令別表第1のみで、解答できる可能性がある。したがって、認められない書込みである。ただし、凡例等がなく、○、△、×等の記号のみ場合は、許容する。

## 6. 線引き

線引き	
オレンジ	●オレンジ(ベース色)の下線は本文中のポイント
オレンジ	●オレンジのマーカ(太線)は強調部分
【例】法6条1項(建築物の建築等に関する申請及び確認)	
ニ	木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
三	木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

線引き	
赤	●重要な用語
青	●青の下線はただし書、除外規定
青	●青のマーカ(太線)はただし書等の強調部分
黄	●「法」から「令」へ飛ぶ部分、関連など。

線引きの方法(色、マーカ、アンダーラインなど)は各自工夫して、自分用にカスタマイズする。



「適用しない」という条文などにおいては、本文だからオレンジとしたほうが良いと判断できる場合もあるし、除外規定だから青としたほうが良いと判断できる場合もある。その場合はオレンジ、青のどちらにしても良い。

## 7. フセンの活用

- ・法令集にメモを残したいときは、条文が隠れない透明なフセン(付箋)が有効。試験前に簡単に外せる。
- ・講義中のメモは普通のフセンに速記して、自宅等での復習の際に透明なフセンに清書するなど。

## 8. 講義回数と法令集

- ・<本講義> 1~10回 → Vol.1のみ使用。
- ・ 〃 11・12回 → Vol.2を使用。ただし、講義後の確認テストはVol.1を使用するので、両方持参。

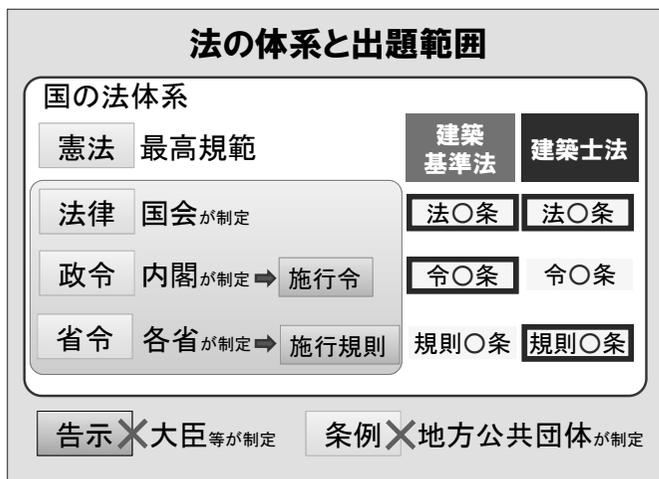
特に、教室講座では「本講義 法規11・12回の日」にVol.1とVol.2の両方を忘れずに持参するよう、講義の前日に必

目にする会員証などにメモしておく。

## 9. 近年の出題概要

近年の出題概要			近年の出題概要		
分類	内容	問数	分類	内容	問数
用語、面積・高さ	用語の定義	2	その他・雑則・融合	地区計画・建築協定	2~3
	面積・高さ			既存不適格建築物	
建築手続等	確認済証の交付	2		特定行政庁の許可・条例による制限	
	建築手続			基準法融合	
一般構造規定・設備	一般構造規定	2	20~21問		
	建築設備				
防火・避難	耐火・準耐火	5~6	建築士法等	建築士法	4
	防火・準防火地域			士法・基準法融合	
	防火区画			職業倫理	
	内装制限		関係法令	都市計画法	5
	避難施設			消防法	
	防火・避難融合			バリアフリー法	
構造規定	構造計算・構造強度	3	耐震改修促進法	9~10問	
			品確法		
集団規定	道路等	4	その他・融合		
	用途地域				
	容積・建ぺい率				
	高さの制限				

## 10. 法の体系と出題範囲



現行施行されている法令を検索するには、「電子政府の総合窓口(e-Gov:イーガブ)」の法令検索が便利。

<https://www.e-gov.go.jp/>

上記 URL から「e-Gov 法令検索」へアクセス

内閣：内閣総理大臣と各大臣で組織される合議機関

## 11. 条文の構成

条文の構成「見出し、本文、ただし書、項、号」

【道路内の建築制限】 ← 見出し

条 第44条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は1項の築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

号 一 地盤面下に設ける建築物  
二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの  
三 ……

項 2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

※条 - 項 - 号  
※1項しかないときは  
1項とは呼ばない

読解力アップのポイント

文章の構成を理解するためのポイント

Point ① かつこ書を飛ばして読む

Point ② 本文の主語と述語を意識する

Point ③ 並列(及び・並びに)  
and 大きいくり  
選択(又は・若しくは)を意識する  
or 小さいくり

Point ④ 列挙(並列・選択)され、横並びになっているものは何かを意識する  
【例】「～な場合 又は」という文章の後には「～な場合」が来るので、それを探す。

Point ⑤ ただし書やかっこ書による除外に注意する

## 12. 法令用語

法令用語

次の各号

次の各号に掲げる基準に適合するもの

次の各号に定める基準に適合するもの

➡ 各号全ての基準に適合するもの

次の各号のいずれか

次の各号のいずれかに該当するもの

次の各号の一に該当するもの

➡ いずれか一つに該当するもの

【例】法2条九号の二

## 法令用語

### 次の各号

各号が「本文」に対応するのか、「ただし書」に対応するのか、一目瞭然で解るように線引きを色分けする。

#### 【本文中】

…次の各号のいずれか…

一 …

二 …

#### 【ただし書きの中】

…。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 …

二 …

## 法令用語

### 以上と以下

基準値を含む。100㎡以上、100㎡以下は、いずれも100㎡を含む

### 超えると未満

基準値を含まない。100㎡を超える、100㎡未満は、いずれも100㎡を含まない

### 及びと並びに

並列的につなぐ場合に用いる。(and)

### 又はと若しくは

選択的につなぐ場合に用いる。(or)

### かつ

いずれの条件も必要な場合に用いる。「台帳を整備し、かつ、保存する」

## 法令用語

### 及びと並びに

#### ①基本は「及び」

A及びB

A、B及びC

英語の「and」

#### ②大小のくくりがある場合は

大きいほうに「並びに」を用いる

A並びに(B、C及びD)

### 又はと若しくは

#### ①基本は「又は」

A又はB

A、B又はC

英語の「or」

#### ②大小のくくりがある場合は

小さいほうに「若しくは」を用いる

A又は(B、C若しくはD)

奈良大

弱小

「並びに」は大きくり・「若しくは」は小さくり

※「かつ」は動詞や形容詞をつなぐ

### ★ポイント★

- ①補助的に使う「並びに」と「若しくは」が出てきたら、大小のくくりがあることが分かる。大小くくりがなければ「並びに」「若しくは」は出てこない。
- ②どっちが大きくり、小さくりか分かる。

### 【参考】

原則の「及び」と「又は」は1回だけ使う。それ以外は全て補助としての「並びに」と「若しくは」を使う。

・((A及びB)並びにC)並びにD

原則の and

最も小さい小括弧に使う

・((A若しくはB)若しくはC)又はD

原則の or

最も大きい大括弧に使う

## 法令用語

### 法2条

屋根及び柱若しくは壁を有するもの



- 屋根及び(柱若しくは壁)を有するもの  
➡ 「屋根及び柱」 or 「屋根及び壁」
- × (屋根及び柱)若しくは壁 を有するもの

**奈良大** 「並びに」は大きくり・**弱小** 「若しくは」は小さくり

5

10

※ and と or が組み合わさる時も  
大きくり、小さくりの使い方は同じ

## 法令用語

### 法6条1項二号

木造の建築物で3以上の階数を有し、又は  
延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは  
軒の高さが9mを超えるもの



木造の  
建築物で

3以上の階数を有し、  
又は

延べ面積が500㎡  
高さが13m 若しくは  
軒の高さが9m を超えるもの

15

20

## 法令用語

A及びB以外 ➡ 「(A及びB)以外」

防火地域 及び 準防火地域 外  
又は

- …(防火地域 及び 準防火地域) 外
- ×…(防火地域)及び(準防火地域 外)

防火地域

準防火地域

防火地域 及び 準防火地域 内  
又は

- …(防火地域 及び 準防火地域) 内
- ×…(防火地域)及び(準防火地域 内)

防火地域

準防火地域

25

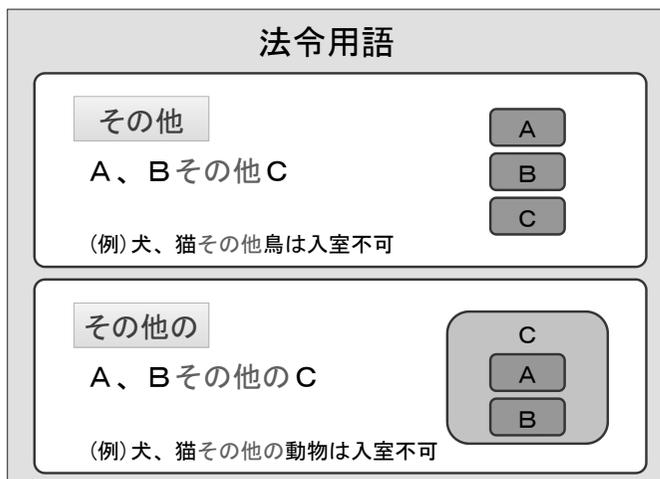
30

35



「及び」と「又は」は、どちらを使っても  
意味が変わらないときもある。

【例】法61条の見出しは「防火地域及び準  
防火地域内の建築物」であるが、本文は  
「防火地域又は準防火地域内にある建築物  
は、…」と始まる。



左記のCが「政令で定めるもの」だったりA、BとCの関係が分からない用語だったりすると大事なヒントになる。

- ① A、B **【その他】** 政令で定めるC
- ・ A、BとC(政令)を見る必要あり。
  - ・ **C(政令)だけ見てはダメ。**
  - ・ C(政令)の中にはA、Bは出てこない。
- ② A、B **【その他の】** 政令で定めるC
- ・ **C(政令)だけ見ればよい。**
  - ・ 政令の中にA、Bが出てくる。

## ■法令用語「階数と階」

### (1) 階数(令2条1項八号)

「階数」とは、文字通り建築物の階の数である。

したがって、地上2階、地下1階の建築物は、「階数3の建築物」である。

### (2) 階

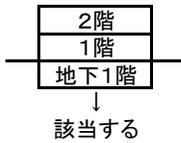
「階」は、「階数」と違って定義がないが、

「地階」と明記されなければ、「地上階」として取り扱われている。

例えば、「3階以上の階」は、「地上3階以上の階」として取り扱われている。

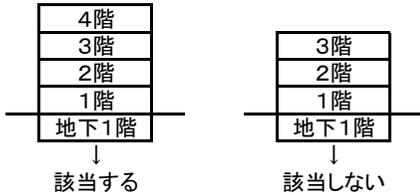
① 「階数が3以上である建築物」「〇〇な建築物で、階数が3以上のもの」

(例：法35条・令136条の2 第一号)



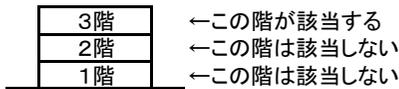
② 「地階を除く階数が4以上である建築物」

(例：法21条1 項一号)



③ 「3階以上の階」

(例：法別表1(ろ)欄)



④ 「建築物で〇〇なもの(⇒建築物)」

(例：建築基準法施行令147条の2 第一号：安全計画届の届出を要する建築物)

「百貨店等の用途に供する建築物で3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの(⇒建築物)」

→ 3階 + 4階 + 5階…で1,500㎡を超える建築物が対象。

⑤ 「建築物の階で〇〇なもの(⇒階)」

(例：消防法施行令25条一号：避難器具に関する基準)

「別表1(6)項に掲げる防火対象物の2階以上の階で、収容人員が20人以上のもの(⇒階)」

→ 2階だけ、3階だけ…で収容人員が20人以上の階が対象。

決して「2階 + 3階 + 4階…」ではない。

「2階 + 3階 + 4階…」であれば、

「2階以上の階における収容人員の合計が20人以上」と表現される。



## 第 1 節 建築士法

建築士法は、建築物の**設計**、**工事監理**等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図ることによって建築物の質の向上に寄与させることを目的としている。

### 建築士法のポイント

章の構成がわかり、目次とインデックスシールで該当条文がすばやく見つけられること

- ・ 出題の中心は、1章、2章、4章、4章の2、6章。

#### 第 1 章 総則

第 3 条「一級建築士でなければならない設計又は工事監理」が中心

#### 第 2 章 免許等

- ・ 建築士の免許制度全般（登録、届出、名簿、取消し、懲戒、構造設計一級建築士等）

#### 第 4 章 業務

- ・ 建築士としての業務、遵守事項
- ・ 定期講習もこの中で定められている。

#### 第 4 章の 2 設計受託契約等

- ・ 書面による契約締結の義務

#### 第 6 章 建築士事務所

- ・ 建築士事務所の登録
- ・ 建築士事務所の管理（管理建築士・帳簿・図書の保存）
- ・ 重要事項説明
- ・ 監督処分、報告・検査

- ・ 建築士法からは近年、4問程度の出題がある。
- ・ 建築士法は範囲も狭く、難解な条文もほとんどないため、確実な得点源とすること。

#### ★ポイント★

- ・ 「**建築士個人**」としての免許の取消し、懲戒については**2章**を見る。
- ・ 「**建築士事務所**」の登録取消等の監督処分については**6章**を見る。
- ・ 「建築士個人」と「建築士事務所」の両方に関わる「**業務**」、「**設計受託契約等**」については、**4章**と**4章の2**を見る。

#### ★ポイント★

- ・ 設問で「**建築士事務所の開設者は**」と問われたら、**6章**を見る。
- ・ 設問で「**建築士事務所の開設者である一級建築士は**」と問われたら、**6章**だけでなく、**2章**、**4章**、**4章の2**も見る。

## 第1章 総則

### ■士法2条【定義】

### ■士法3条

#### 【一級建築士でなければならない設計又は工事監理】

**第3条** 次の各号に掲げる建築物（建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章中同様とする。）を**新築**する場合においては、**一級建築士**でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

◇【仮設建築物に対する制限の緩和】**建築基準法85条1項、2項**→

- 一 **学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場**（オーディトリウムを有しないものを除く。）又は**百貨店**の用途に供する建築物で、**延べ面積が500㎡をこえるもの**
- 二 **木造**の建築物又は建築物の部分で、**高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの**
- 三 **鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造**の建築物又は建築物の部分で、**延べ面積が300㎡、高さが13m又は軒の高さが9mをこえるもの**
- 四 **延べ面積が1,000㎡をこえ、且つ、階数が2以上**の建築物

2 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該**増築、改築、修繕**又は**模様替**に係る部分を**新築するものとみなして前項の規定を適用する。**

### ■士法3条の2

3 **都道府県は、土地の状況により必要と認める場合においては、第1項の規定にかかわらず、条例で、区域又は建築物の用途を限り、同項各号に規定する延べ面積（木造の建築物に係るものを除く。）を別に定めることができる。**

〈この条文は〉

一級建築士でなければ設計・工事監理ができない建築物の用途・構造・規模を定めている。

- ・3条 一級建築士
- ・3条の2 二級建築士以上
- ・3条の3 木造建築士以上

1項は**新築**、  
2項は**増築、改築、修繕、模様替**について定めている。

#### ・一号は用途

※オーディトリウムとは、劇場等のホールのこと。

#### ・二号、三号は構造種別

- ・二号…木造
- ・三号…非木造（RC造、S造ほか）

※非木造で、「全国どこでも確認申請が必要な規模」「耐震計算ルート1が必要な規模」は、「階数≥2又は延べ面積>200㎡」

#### ・四号は構造に関係なく規模について規定

#### ★ポイント★

増築等をする前の規模に関係なく、**増築等をする部分**だけで1項に該当するか否かを判断する。

※「準用」（士法3条の2第2項）

「前条第2項の規定は、前項の場合に**準用する。**」

⇒「前条第2項の規定は、前項の場合に、**必要な変更を加えて同様に適用する。**」

#### ★ポイント★

3項

2級以上の条件については都道府県が条例で別の定めをすることができるが、**1級についての条件は変えられない。**

建築士でなければできない設計又は工事監理の範囲（業務範囲）

構造	木造			鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造		すべての構造	
	高さ ≤ 13m、軒高 ≤ 9m			高さ ≤ 13m、軒高 ≤ 9m		高さ > 13m	軒高 > 9m
高さ・階数	階数 = 1	階数 = 2	階数 = 3	階数 ≤ 2	階数 ≥ 3		
延べ面積 (㎡)							
0	資格要求なし (誰でもよい。)			資格要求なし (誰でもよい。)			
30	資格要求なし (誰でもよい。)			資格要求なし (誰でもよい。)			
100	資格要求なし (誰でもよい。)			資格要求なし (誰でもよい。)			
200	一級建築士、二級建築士又は木造建築士			一級建築士又は二級建築士			
300	一級建築士、二級建築士又は木造建築士			一級建築士又は二級建築士			
500	※			一級建築士			
1,000	※			一級建築士			

3条1項一号      3条1項四号      3条1項三号      3条1項二号・三号

(注) ※印部分の、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーデトリウムのないものを除く。）、百貨店の場合は、一級建築士に限る。

例題 (H27213)

延べ面積1,200㎡、高さ12m、軒の高さ9mの鉄骨造の既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該修繕に係る設計は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。

解答 正

士法3条の「一級建築士でなければしてはならない」ものに該当しないことがポイント。設問がもしも「床面積350㎡」だったら、士法3条に該当し、「一級建築士でなければしてはならない。」が正であり、「一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。」という設問は誤り。

第2章 免許等

■士法4条【建築士の免許】

- 1項 一級建築士は国土交通大臣の免許
- 2項 免許登録要件（実務経験の年数）
- 3項 二級・木造建築士は都道府県知事の免許

■士法5条【免許の登録】→規則3条

→登録事項（中央指定登録機関＝日本建築士会連合会が一級建築士名簿に登録する事項）  
…名簿に記載されて閲覧される

※「免許登録要件」と「受験資格要件」は異なる。

★ポイント★

- ・登録事項と届出事項は異なるので、それぞれ規則3条、規則8条で確認する。
- ・「勤務先の建築士事務所の名称」は、登録事項には含まれないが、届出事項には含まれる。

■士法5条の2【住所等の届出】→規則8条

→届出事項（一級建築士が国土交通大臣に届出を行う事項）  
…名簿に記載されないから閲覧もされない

届出について、法5条の2【住所等の届出】とともに、  
法8条の2【建築士の死亡等の届出】（禁錮刑、罰金刑など）  
も確認できるようにする。

■士法7条【絶対的欠格事由】…必ず欠格となるもの

■士法8条【相対的欠格事由】…免許権者の判断によるもの

■士法8条の2【建築士の死亡等の届出】

■士法9条【免許の取消し】

7条二号、三号により「**禁錮以上の刑**（建築関係法令違反はもちろん、道路交通法違反による禁錮以上の刑も該当する）」又は「**建築に関し罪を犯して罰金の刑**」に処せられ、その刑の「**執行を終わり**」又は「**執行を受けることがなくなった**」日から5年を経過しない者は、8条の2第二号、9条1項二号、三号に該当し、建築士の**免許を取り消される**。

例題 (H26212)

建築関係法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられた建築士については、執行猶予の言渡しがあつた場合であっても、建築士の免許を取り消される。

解答 正

「執行猶予の言渡し」とは、**有罪判決が決定した（刑に処せられた）**上で、**刑の執行（実際に牢屋に入ること等）が一定期間猶予（保留）された状態**である。

禁錮以上の刑に処せられた建築士は、**執行猶予の言渡しがあつた場合**であっても、**猶予の状態であり刑の執行を終わつておらず、また執行を受けることもなくなつていないため**、士法7条二号の「**禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者**」に該当する。したがって、8条の2第二号及び9条1項二号又は三号に該当するため、建築士の免許を取り消される。

※法5条の2には「免許証の交付の日から30日以内」に住所等の届出を行うことになっているが、実際には、免許申請と一緒に住所等の届出を行っているのが実情である。

- ・禁錮：牢屋。
- ・懲役：牢屋かつ労働。懲役は「禁錮以上の刑」に該当する。

※懲戒は、士法10条により、戒告・業務停止・免許取消。

※「（刑の）執行を受けることがなくなった日」とは、例えば、仮釈放後の残刑期間を経過した日などをさす。

※「**刑に処せられた**」とは、「刑の言渡しを受けた」「有罪判決を受けた」と同じ意味であるが、「**刑の執行**（実際に牢屋に入ること等）」とは異なる。

執行猶予の言渡しがあり、刑の執行が一定期間猶予されても、「有罪判決」は変わらず、免許を取り消される。

なお、刑の執行猶予期間を満了した場合、刑の言渡し（刑に処せられたこと）は効力を失うため、刑に処せられたことのない者と同等に取り扱われる。

■士法10条【懲戒】

**第10条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、**戒告**し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。
- 二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

**4項** 懲戒のうち重い2つにする場合は、中央建築士審査会の同意が必要

■士法10条の2【報告・検査等】

■士法10条の3【構造設計一級建築士証の交付等】

関連して、各種の講習について整理する。  
次に示す内容は暗記したほうが良い。  
(どこに書いてあるかを理解した上で)

各講習の年数に関するポイント

- ①構造設計一級建築士講習の受講資格要件 (士法10条の3)  
→一級建築士として5年以上の実務経験
- ②管理建築士講習の受講資格要件 (士法24条)  
→建築士 (一級でも二級でもよい) として 3年以上の実務経験
- ③定期講習 (士法22条の2)  
→3年以内ごとに受けなければならない

9条の免許取消との違いに注意。  
10条4項による「中央 (又は都道府県) 建築士審査会の同意」の要否が変わってくる。

- ・戒告 (言葉に出して戒めること)
  - ・業務停止
  - ・免許取消
- の3つを**懲戒**という。

不誠実な行為の具体例

- ・虚偽の確認申請等
- ・無確認着工等容認 等



「中央建築士審査会」は、建築士法28条に基づき、一級建築士試験に関する事務をつかさどるほか、同法10条4項に基づく建築士の業務停止、免許取消に際しての同意等を行う。

なお、建築基準法78条に基づき、特定行政庁の許可に際しての同意等を行う「建築審査会」とは異なる。

※設備設計一級建築士講習は、構造設計一級建築士講習と同様。

左記①②の「構造設計一級建築士講習」と「管理建築士講習」は、それぞれの建築士になるために受講しなければならない講習である。

③の「定期講習」は、それぞれの建築士になった後に、知識及び技能の維持向上のために受講しなければならない講習で、次の5つがある。

- ・一級建築士定期講習
- ・二級建築士定期講習
- ・木造建築士定期講習
- ・構造設計一級建築士定期講習
- ・設備設計一級建築士定期講習

なお、管理建築士の定期講習はない。

管理建築士講習のポイント（法24条）

- ・管理建築士に一級、二級建築士の区別はない。
- ・管理建築士に定期講習はない。

定期講習のポイント

（法22条の2、法22条の3、規則17条の37）

■建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。

→一級建築士定期講習は一級建築士全般についての内容であり、構造設計一級建築士定期講習は構造に特化した内容だから。

■一級建築士定期講習を受ければ二級建築士定期講習を受けたものとみなす。

→一級建築士定期講習の内容は、二級建築士定期講習の内容を包含しているから。

■士法10条の4

【中央指定登録機関の指定（日本建築士会連合会）】

■士法10条の17

【国土交通大臣による一級建築士登録等事務の実施等】

【特に紛らわしいところ】

「構造設計一級建築士講習」と「構造設計一級建築士定期講習」は違う。

構造設計一級建築士になるための講習（左記①）を受講するためには、一級建築士として5年以上の実務経験が必要で、その講習に合格し、構造設計一級建築士になった後は、3年以内ごとに定期講習を受け続けなければならない（左記の③）。

【管理建築士講習についての説明】

管理建築士の仕事は、建築士事務所の業務に係る技術的事項の総括である（技術的事項の具体的な内容は、法24条3項）。

もともと「技術的な知識及び技能を有していること」は一級又は二級建築士であることから保証されている。

それに加えて「技術的事項を総括する」ために必要な知識として、「建築士事務所に関する法的知識、業務の進め方、経営管理、紛争防止等」に関して「管理建築士講習」を受けて合格した人が管理建築士になることができる。

これらの「法的知識等」に関する知識は、一級建築士事務所でも二級建築士事務所でも同じという判断から、管理建築士には一級建築士、二級建築士の区別はない。

また、これらは技術的事項と異なり日進月歩というわけではないため、定期講習もない。

## 第4章 業務

## ■士法18条【設計及び工事監理】

## ■士法19条【設計の変更】

承諾を求めることのできない事由（設計をした建築士の死亡など）がないときは、承諾を求めなければならない。承諾を求めた結果、承諾が得られなかったときは、自己の責任において変更できる。承諾を求めることができるにもかかわらず、承諾を求めずに、勝手に自己の責任で変更することはできない。

## ■士法19条の2【建築士免許証等の提示】

## ■士法20条【業務に必要な表示行為】

**第20条** 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名しなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

▼省令【構造安全証明書】規則17条の14の2⇒

通常、構造計算は元請の意匠事務所から構造事務所に委託される場合が多いので、構造事務所の構造計算を行った建築士が構造安全証明書にサインして、委託者たる元請の意匠事務所に交付する。なお、この構造安全証明書は確認申請書の添付書類に該当するため、最終的に建築主に引き渡される。

## ★ポイント：構造安全証明書★

- ・この「次条1項又は2項」は、「構造設計一級建築士の関与」を指している。
- ・「構造設計一級建築士の関与」が義務付けられている建築物では、構造設計一級建築士が構造設計図書にサインする。この「構造設計一級建築士のサイン」は構造安全証明書に相当するものとなる。したがって、構造安全証明書は不要。

## ★注意★

「構造設計一級建築士の関与」が義務付けられていない建築物で、任意に構造設計一級建築士が構造設計をした場合は、「構造設計一級建築士のサイン」ではなく、「一級建築士のサイン」になるので、原則どおり、構造安全証明書が必要。たとえ、構造設計一級建築士のサインをした場合であっても、である。(H24213)

■士法20条の2【構造設計に関する特例】

**第20条の2** 構造設計一級建築士は、〔第3条第1項に規定する建築物のうち建築基準法第20条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するもの〕の構造設計を行った場合においては、前条第1項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

◆建築基準法20条⇒

2 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の構造設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法第20条（第1項第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定及びこれに基づく命令の規定（以下「構造関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

◆省令【構造設計一級建築士への法適合確認】規則17条の17の2⇒

例題 (H23231)

二級建築士が設計できる用途、構造、規模の建築物については、限界耐力計算により構造設計を行う場合であっても、構造設計一級建築士の関与は義務づけられていない。

〈この条文は〉

「構造設計一級建築士の関与」について規定している。

- ・ 1項  
構造設計一級建築士による**構造設計**
- ・ 2項  
構造設計一級建築士による**法適合確認**

高度な構造計算が必要な建築物  
建築基準法20条1項

〔一号〕 超高層建築物（高さ60m超）

・ 時刻歴応答解析

〔二号〕 一定規模超の建築物（次表）

- ・ 限界耐力計算
- ・ 保有水平耐力計算
- ・ 許容応力度等計算

既存建築物の大規模の修繕（耐震改修など）に係る構造設計も含まれる。（H23232）

基準法20条1項		構造計算	
構造設計一級建築士の関与 適判必要	一号 高さ60m超	時刻歴応答解析	耐久性等関係規定
	二号 高さ31m超	限界耐力計算 or 保有水平耐力計算	仕様規定一部除外
	三号 高さ13m超 (軒高9m超)	許容応力度等計算	高さ20m超 （階数4以上）
	四号 階数・面積	許容応力度計算	全仕様規定
		ルート3 ←	
		ルート2	
		ルート1	
	階数3以上 or 500㎡超		階数2以上 or 200㎡超
	木造	S造	RC造

※工事監理については、構造設計一級建築士の関与は義務づけられていない。

解答 正

- ・ 一級建築士でなくても設計できるのに、構造設計一級建築士の関与が義務付けられるはずがない。
- ・ 建築士法20条の2第1項において「第3条第1項（一級建築士でなければできない設計又は工事監理）に規定する建築物のうち」と限定されている。

## ■士法20条の3【設備設計に関する特例】

### — 建築設備士、設備設計一級建築士のポイント —

#### ①士法18条4項【設計及び工事監理】

2,000㎡超の設計・工事監理

→建築士は、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない（**努力義務**）

#### ②士法20条5項【業務に必要な表示行為】

建築士は、設計・工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書・工事監理報告書にその旨を明らかにしなければならない（**義務**）

#### ③士法20条の3第1項、2項【設備設計に関する特例】

階数が3以上で5,000㎡超の設備設計

→設備設計一級建築士の関与（**義務**）

## ■士法21条【その他の業務】

・「設計」には、法適合確認（士法20条の2第2項、20条の3第2項）も含む。

## ■士法21条の3【違反行為の指示等の禁止】

## ■士法22条の2【定期講習】

## 第4章の2 設計受託契約等

### ■士法22条の3の2【設計受託契約等の原則】

### ■士法22条の3の3【延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約の内容】

契約前に重要事項説明（法24条の7）をした後、契約する際には業務の内容を確定するためにあらためて書面を交付する必要がある。

#### (1) 延べ面積が300㎡を超える場合（法22条の3の3）

延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る契約の当事者（委託者と受託者）は、契約の締結に際して、下記(3)の事項を記載した書面を**相互に交付**しなければならない。

※「**建築工事の指導監督**」とは、工事監理、建設業法上の施行管理又は現場監督でなく、建築工事について工事施工者に即した立場でなく、建築主の依頼により第三者的立場から指導監督することをいう。住宅瑕疵担保責任保険の検査業務なども含まれる。

[定期講習に関する実務上の参考]  
(士法22条の2)

・「建築士事務所に属する建築士」とは、建築士事務所の登録申請において「所属建築士名簿」(士法23条の2、士法規則20条)に記載された者をいう。  
・したがって、建築士事務所に勤務する建築士であっても、所属建築士名簿に記載されず、設計、工事監理に携わらない施工管理社員、営業社員等には定期講習の受講義務はない。

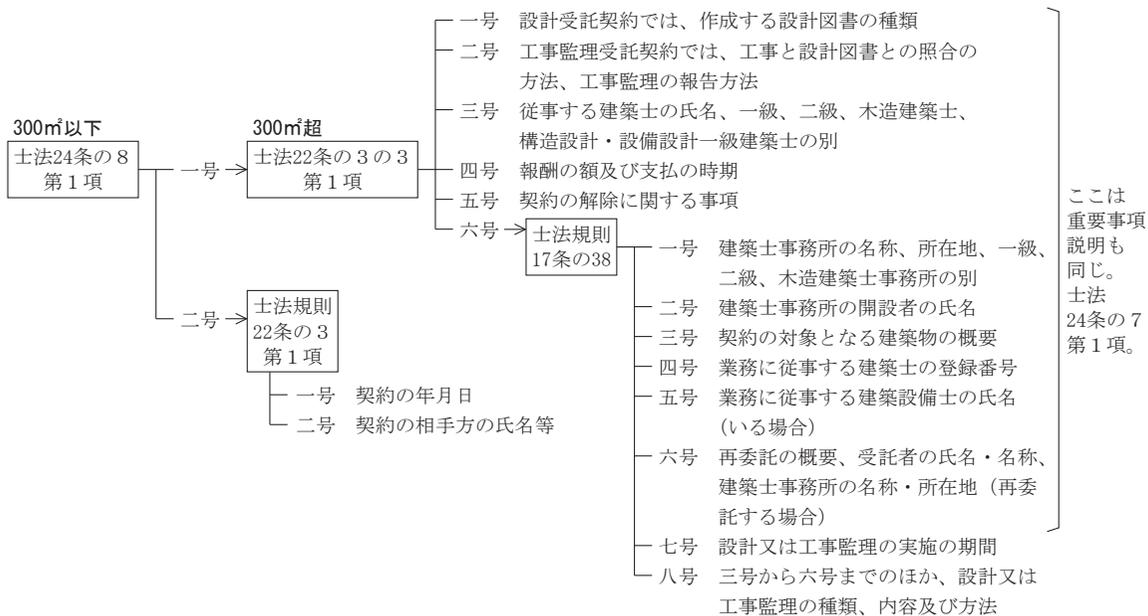
※一般に「書面による契約締結の義務」という。

※「委託者」は、建築主だけでなく、元請設計事務所が下請設計事務所に設計を委託する場合は、**元請が「委託者」**となる。

(2) 延べ面積が300㎡以下の場合（法24条の8）

延べ面積が300㎡以下の場合、建築士事務所の開設者は、契約を締結したときは、遅滞なく、下記(3)の事項を記載した書面を委託者に交付（一方向）しなければならない。

(3) 契約書面の記載事項



※建築士法22条の3の3第5項により、延べ面積が300㎡を超え、所定の書面を相互に交付した場合には、**24条の8第1項の規定は適用しない**。したがって、法24条の8は「延べ面積が300㎡以下の場合」の規定といえる。

第6章 建築士事務所

- 士法23条【登録】
- 士法23条の2【登録の申請】
- 士法23条の3【登録の実施】
- 士法23条の4【登録の拒否】
- 士法23条の5【変更の届出】
- 士法23条の6【設計等の業務に関する報告書】
- 士法23条の7【廃業等の届出】
- 士法23条の8【登録の抹消】
- 士法23条の10【無登録業務の禁止】

<無登録業務の禁止に対する違反>

- ・無登録業務の禁止に対する違反は、士法23条の10違反。1項が「建築士」、2項が「建築士でない者」。士法23条違反ではない。
- ・建築士か否かにかかわらず、開設者は、士法37条九号により**罰則**（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を受ける。

★ポイント★  
設問で「建築士事務所の開設者は」と問われたら、第6章を見る。

・「開設者である**建築士**」は、士法23条の10違反により、士法10条1項一号による**懲戒処分**を受ける。建築士でなければ懲戒処分はない。

■士法24条【建築士事務所の管理】

■士法24条の3【再委託の制限】

一括再委託と一括下請負のポイント

□建築士法24条の3【設計・工事監理】

設計・工事監理の再委託の制限

	1項 再委託	2項 一括再委託	
設計又は 工事監理	事務所開設者以外（個人の建築士など）への再委託禁止（一部であっても）	延300㎡超 の新築 →	一括再委託禁止  一括再委託可 （1項により再委託先は事務所開設者に限る。）
		上記以外 →	

関連

□建設業法22条・工事請負契約約款5条【建設工事】

建設工事の一括下請負の禁止

	1項～3項	
建設工事	共同住宅 の新築	一括下請負禁止 （発注者の書面承諾を得ても）
	上記以外	一括下請負可 （発注者の書面承諾が必要）

■士法24条の4【帳簿の備付け等及び図書の保存】

1項 → 帳簿（15年間保存：規則21条3項）

2項 → 図書（15年間保存：規則21条5項）

保存対象となる図書（規則21条4項）

一号 設計 図書	イ	・配置図・各階平面図・2面以上の立面図・2面以上の断面図 ・基礎伏図・各階床伏図・小屋伏図・構造詳細図
	ロ	・構造計算書
	ハ	・壁量計算、4分割法に係る図書（令46条4項） ・N値計算に係る図書（令47条1項） ・特殊の構造方法等の基準に係る図書（CLT、免震建築物、枠組壁工法等）（令80条の2、規則8条の3）
二号	工事監理報告書	
三号	建築物省エネ法27条の小規模建築物（300㎡未満）の設計	
	イ	省エネ性能の評価、説明の書面
	ロ	建築主から評価、説明を要しない旨の意思の表明があった場合、その書面

[24条(建築士事務所の管理)に関する実務上の参考]

- ・一級建築士事務所の管理建築士は、一級建築士でなければならない。
- ・例えば、二級建築士が開設者となって、一級建築士を使用して、一級建築士事務所の登録をすることは可能であるが、その場合には、管理建築士は当該一級建築士とすることとなる。
- ・また、管理建築士には一級建築士、二級建築士等の区別はないので、例えば二級建築士として管理建築士の要件を満たしていた者が、新たに一級建築士となった場合には、直ちに一級建築士事務所の管理建築士となることができる。

※延300㎡超の新築は、委託者の許諾を得た場合であっても一括再委託禁止。

※延300㎡以下で一括再委託する場合の委託者の許諾の要否については定めがない。

※四会連合協定「建築設計・監理等業務委託契約約款」では、設計・工事監理の一括再委託は禁止されている。

※N値計算：木造の柱頭・柱脚の継手・仕口の金物の仕様を決める際に用いられる計算方法

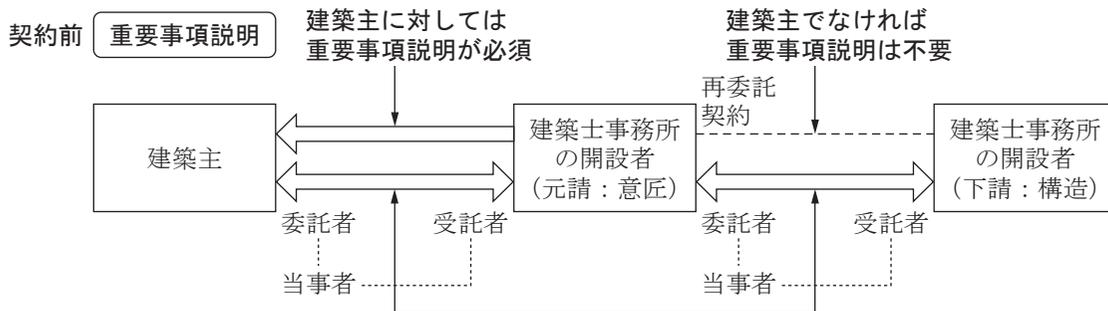
■士法24条の6【書類の閲覧】

→ 書類（3年間備置：規則22条の2第5項）

■士法24条の7【重要事項の説明等】

■士法24条の8【書面の交付】

①士法24条の7（重要事項の説明等）、②士法24条の8（書面の交付）、③士法22条の3の3（延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約の内容）を次図で整理する。



重要事項説明のポイント

- ①建築主に対する重要事項説明は必須。  
(建築主が専門知識のある宅建業者の場合も必須)
- ②設計事務所間の再委託契約の場合、重要事項説明は不要。ただし、設計事務所間でも書面交付は必須。  
(300㎡超は相互交付)

※重要事項説明の内容は契約締結時に変更されることがあるので、契約締結時には別途書面が必要。(法22条の3の3、法24条の8)

ポイント

- ①士法22条の3の3 書面による契約締結の義務  
当事者 ⇔ 当事者 (委託者と受託者)
- ②士法24条の8 書面交付  
開設者 → 委託者 (建築主・元請建築士事務所)
- ③士法24条の7 重要事項説明  
開設者 → 建築主

## ポイント

## (1)設計・工事監理・契約事務・工事指導監督・調査鑑定・手続代理（6種類）が対象となる規定

- ①事務所登録必要（士法23条）
- ②管理建築士の3年以上の実務要件（士法24条2項）

## (2)設計・工事監理のみが対象となる規定

- ①書面交付（士法22条の3の3、24条の8）  
（300㎡超は相互交付、300㎡以下は一方方向）
- ②重要事項説明（士法24条の7）

※重要事項説明、書面の交付は、「設計」と「工事監理」の受託契約における義務であり、それ以外の「建築工事契約に関する事務」、「建築工事の指導監督」、「建築物に関する調査又は鑑定」及び「建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理」等の業務を受託する場合は重要事項説明、書面の交付の義務はない。

## 免許証等の提示

## ■士法19条の2

建築士は、設計等の委託者から請求があったときは、免許証等を提示しなければならない。

ここで、「設計等」は、士法23条1項に規定され、①設計（法21条により法適合確認を含む。）、②工事監理、③工事契約に関する事務、④工事の指導監督、⑤調査・鑑定、⑥手続の代理をいう。

## ■士法24条の7第2項

管理建築士等は、重要事項説明をするときは、建築主に対し、（請求の有無にかかわらず）免許証等を提示しなければならない。

## ■士法26条【監督処分】

## 1項 登録取消し

二号 開設者が、23条の4第1項十号「建築士事務所について24条1項・2項に規定する要件（管理建築士の配置）を欠く者」に該当するに至ったとき

## 2項 戒告・閉鎖・登録取消しのいずれか



・建築士事務所の閉鎖命令

→1年以内の期間を定めて閉鎖を命じられる。その期間が過ぎれば営業できるようになる。

・建築士事務所の登録取消

→あらかじめ登録を受けるまでは営業できない。

処分のポイント

①建築士としての免許の取消し・懲戒

士法9条（免許の取消し）

士法10条（懲戒）

→戒告・業務の停止・免許の取消し

②罰則

士法37条から43条まで

③建築士事務所の監督処分

士法26条1項 登録取消し ← 管理建築士不在

2項 戒告・閉鎖・登録取消し

④建築士事務所の登録抹消

士法23条の8第1項 登録抹消

※懲戒と罰則は違う。

・建築士法における「懲戒」とは、士法10条に定める、①戒告、②業務停止、③免許取消をいう。

・建築士法における「罰則」とは、士法37条から43条までに定める、①懲役、②罰金、③過料（前科にならない金銭の納付命令）をいう。

第10章 罰則

■士法37条～43条

建築士法の罰則

根拠条文		罰則の対象	罰則の内容
37条	一号	免許を受けていないのに、業務を行う目的で、「建築士」の名称を用いた者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	二号	虚偽又は不正の事実に基づいて「建築士」の免許を受けた者	
	三号	建築士の業務範囲（3条、3条の2、3条の3）の規定に違反して設計又は工事監理を行った者	
	四号	（10条1項）業務停止命令に違反した者	
	五号	講習機関関係（略）	
	六号	（20条2項）構造計算によって安全性を確かめずに証明書を交付した者	
	七号	（21条の2）非建築士等に対して名義を利用させた者	
	八号	（23条の3第1項）虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた者	
	九号	（23条の10第1項、2項）無登録業務を行った者	
	十号	（24条1項）管理建築士の必置業務に違反した開設者	
	十一号	（24条の2）名義貸しを行った開設者	
	十二号	（26条2項）閉鎖命令に違反した者	
	十三号	試験委員関係（略）	
40条	一号	（10条の2第1項、2項）国土交通大臣又は都道府県知事が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者	30万円以下の罰金
	二号	（10条の2第1項、2項）国土交通大臣又は都道府県知事による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	
	三号	（10条の2第1項、2項）国土交通大臣又は都道府県知事による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者	
	四号 （ 八号	講習機関関係（略）	
	九号	（23条の5第1項、2項）建築士事務所の変更の届出義務違反、虚偽の届出	
	十号	（23条の6）設計等の業務の報告書提出義務違反、虚偽記載	

十一号	(24条の4第1項) 帳簿の備付け・記載・保存義務違反、虚偽記載	
十二号	(24条の4第2項) 図書の保存義務違反	
十三号	(24条の5) 標識の掲示義務違反	
十四号	(24条の6) 閲覧書類の備付け義務違反、閲覧義務違反、虚偽記載	
十五号	(24条の8第1項) 書面の交付義務違反、虚偽記載書面の交付	
十六号	(26条の2第1項) 都道府県知事の求める報告書提出義務違反、虚偽記載、検査のための立入忌避 等	
十七号	(27条の4第2項) 建築士事務所協会会員の名称の使用制限	
十八号	(34条) 建築士とまぎらわしい名称の使用 (37条一号の該当者を除く。)	
42条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員が、法人又は人の業務に関し、37条(十三号を除く。)又は40条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する	(両罰規定)
43条	一 次のいずれかの業務違反に該当する者 (5条4項、8条の2、10条の3第5項、23条の7、24条の7第2項) 免許の返納、死亡等の届出、構造・設備一級建築士免許の返納、廃業等の届出、免許証の掲示以下、指定機関関係(略)	10万円以下の過料

注) 38条、39条及び41条は登録機関等関係のため省略している。

#### 例題 (H2729ニ)

建築士でないにもかかわらず、確認の申請の際に一級建築士を詐称した場合には、当該者は罰則の適用の対象とはなるものの、懲戒処分の対象とはならない。

#### 解答 正

士法37条一号により、建築士でなくても建築士法の罰則の適用の対象となるが、士法10条は「**建築士**」に対する懲戒処分(戒告・業務停止・免許取消)であるため、**建築士**でなければ懲戒処分の対象とはならない。

## 第2節 建設業法

建設業法は、**建設工事**の完成を請け負う建設業を営む者の資質の向上、建設工事の**請負契約**の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進することを目的としている。

建設業法からの出題は、出ても1肢か2肢程度である。

### ■業法3条【建設業の許可】

### ■業法19条【建設工事の請負契約の内容】

#### ■業法19条の3【不当に低い請負代金の禁止】

#### ■業法19条の4【不当な使用資材等の購入強制の禁止】

#### ■業法19条の5【著しく短い工期の禁止】

#### ■業法19条の6【発注者に対する勧告等】

**1項** 発注者が19条の3（不当に低い請負代金の禁止）又は19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）に違反した場合、国土交通大臣又は都道府県知事は、発注者に対して必要な勧告ができる。

**2項** 請負代金が500万円（建築一式工事では1,500万円）以上の場合の発注者が前条（著しく短い工期の禁止）に違反した場合、国土交通大臣又は都道府県知事は、発注者に対して必要な勧告ができる。

### ■業法22条【一括下請負の禁止】

### ■業法23条の2【工事監理に関する報告】

### ■業法24条【請負契約とみなす場合】

■業法26条【主任技術者及び監理技術者の設置等】

2項 3項 などのまとめ

技術者配置・専任要件等における下請代金・請負代金

	建築一式工事 以外 (防水工事等の 専門工事業)	建築一式工事 (建築工事業)
① 特定建設業の許可 (業法3条1項、6項)		
② 監理技術者の配置要件等 (業法26条2項)	下請代金 4,500万円	下請代金 7,000万円
③ 施工体制台帳の作成・備置 ④ 施工体系図の作成・掲示 (業法24条の8)		
現場に専任の主任技術者or 監理技術者の配置要件 (業法26条3項:原則)	請負代金 4,000万円	請負代金 8,000万円

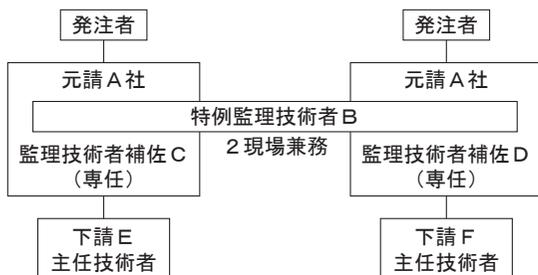
監理技術者の横に並ぶ専任講師は酔っぱらい

3項ただし書 …… 監理技術者補佐の専任配置による  
監理技術者の専任配置の緩和

ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、【当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、当該建設工事に関し政令で定める者】を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

→令28条：監理技術者がその職務として行うべき技術上の管理及び指導監督に係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者（「監理技術者補佐」という。一級建築施工管理技士の一次検定の合格者など）など。

※「監理技術者補佐」は、監理技術者制度運用マニュアルにおける名称。



4項

前項ただし書（監理技術者の専任の緩和）の規定は、工事現場の数が【同一の特例監理技術者（2つの工事現場を兼任する監理技術者）が職務を行ったとしてもその

適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数（令29条により、2））を超えるときは、適用しない。

ポイント

監理技術者補佐を現場専任で置けば、2現場までは、特例監理技術者として監理技術者は現場専任でなくてもよい。

■業法26条の3 … 特定専門工事に係る

下請の主任技術者の配置の緩和

1項

特定専門工事の元請負人及び下請負人は、その合意により、元請負人の主任技術者が、その行うべき職務と併せて、下請負人の主任技術者の職務を行うこととすることができる。この場合、下請負人は、主任技術者を置くことを要しない。

2項

前項の「特定専門工事」とは、施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるもの（令30条1項により、型枠組立、鉄筋工事）であって、元請負人が締結した下請代金が政令で定める金額（令30条2項により、4,000万円）未満となるものをいう。

7項

第1項の元請負人が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上指導監督的な実務の経験を有し、かつ、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かなければならない。

9項

第1項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

■業法28条【指示及び営業の停止】

※2項本文の4,000万円と2項ただし書の4,500万円の違い

・2項本文の4,000万円

特定専門工事の定義は、型枠工事、鉄筋工事で下請代金が4,000万円未満のもの。

→主任技術者の専任要件（4,000万円以上）に満たない金額となっている。

・2項ただし書の4,500万円

型枠工事、鉄筋工事に限らず、すべての下請代金が、専門工事で4,500万円、建築一式工事で7,000万円以上となる場合を除く規定。

→元請が主任技術者ではなく、監理技術者を置かなければならないときは、元請の主任技術者が下請の主任技術者の職務を兼務できるという緩和はないという規定。



8項についての注意

7項二号により、元請負人が置く主任技術者は専任が義務なので、重複回避のために26条3項が適用されないだけで、専任でなくて良いということではないので注意。

一級建築士 学科本科生 法規本講義

【無料体験入学用】  
過去問 項目別問題集 法規  
(抜粋版)

資格の学校  
**TAC**



663-6105-1029-18

## はじめに

この項目別問題集は、講義の際に必ず持参してください。

この項目別問題集は、過去11年分（平成25年から令和5年）にそれ以前の重要な問題も加えた本試験問題を掲載しています。

文章問題は○×形式、計算・図表問題は本試験と同じ択一形式とし、おおむねテキストに記載されている順番に掲載しています。

次のように学習効率が抜群です。

- ・テキスト順で効率よく学習できる
- ・文章問題は○×形式で、解ける、解けないが明確
- ・出題年度、出題傾向が一目瞭然
- ・正しい出題のされ方、誤りの出題のされ方が一目瞭然
- ・隙間時間でも勉強しやすい

### 〔学習の進め方〕

1. 講義を受講する。
2. 講義を受講後、その週のうちに講義範囲について、この「項目別問題集」を3回解く。
3. 各科目の講義が終わったあと、次の科目の講義期間中に、別冊の「年度別問題集」（本試験7年分、本試験と同じ形式）を解く。

これは、科目ごとに学習を進めるTACならではの最強の学習の進め方です。

「項目別問題集」で効率よく、選択肢ごとに理解を深め、「年度別問題集」で本試験での点数・実力の把握、忘れ防止、むらのない学習を図ります。

### 〔文章問題の見方〕

Check Box	テキストの章・節・頁数	出題年度	番号	頻度		
R0201-1 → 令和2年No.1 肢1の出題 H2801-1 → 平成28年No.1 肢1の出題						
チェック	No.	問題		出題年度	番号	頻度
【第1章 室内環境】 第1節 温熱感覚						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PMVは、室内における人の温熱感覚に関係する、気温、放射温度、相対湿度、気流速度、人体の代謝量及び着衣量を考慮した温熱環境指標である。		R0201 -1	H2801 -1	★★
★★ → 2肢出題。 ★★★ → 3肢以上出題。						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	営業用厨房は、一般に、厨房内へ客席の臭気等が流入しないように、厨房側を客席側よりも正圧に保つ。		H3011 -1		★★
令和2年No.1 肢1と平成28年No.1 肢1でほぼ同じ表現で出題されている。						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	営業用厨房の換気計画において、一般に、排気量は給気量に比べてやや大きくする。		R0213 -1		★★
表現や正誤は異なるが、ほぼ同じ論点から出題されている。						

### 〔計算・図表問題の見方〕

No.	カテゴリー	難易度(A易、B中、C難)	Check Box	出題年度・番号
No. 1	建築物に働く力	A	<input type="checkbox"/>	H2006

# 目次

## 第1編 建築士法・建設業法

- 第1節 建築士法…………… 2
  - 計算・図表問題（択一問題） ……44
- 第2節 建設業法……………46

## 第2編 建築基準法

- 第1節 用語の定義……………52
  - 計算・図表問題（択一問題） ……62
- 第2節 確認申請等の  
手続き規定……………68
  - 計算・図表問題（択一問題） …… 100
- 第3節 防火関係規定
  - 1. 防火関係用語…………… 104
    - 計算・図表問題（択一問題） …… 114
  - 2. 大規模建築物・  
特殊建築物の耐火性能…………… 116
  - 3. 防火地域・  
準防火地域内の規制…………… 116
    - 計算・図表問題（択一問題） …… 132
  - 4. 防火区画…………… 136
- 第4節 避難関係規定
  - 1. 直通階段等…………… 148
  - 2. 避難階段・  
特別避難階段等…………… 156
  - 3. 排煙設備・非常用の照明  
装置・非常用の進入口…………… 164
- 第5節 内装制限等
  - 1. 内装制限…………… 174
  - 2. 避難安全検証法…………… 180
  - 3. 耐火性能検証法・  
防火区画検証法…………… 188
    - 計算・図表問題（択一問題） …… 192
- 第6節 一般構造規定
  - 1. 採光…………… 196
    - 計算・図表問題（択一問題） …… 200

- 2. 換気…………… 202
- 3. 石綿等の飛散・発散に  
対する衛生上の措置…………… 204
- 4. その他…………… 206
- 5. 階段…………… 208
  - 計算・図表問題（択一問題） …… 210
- 第7節 建築設備・その他
  - 1. 建築設備…………… 214
  - 2. 単体規定 その他…………… 222
- 第8節 構造強度
  - 1. 構造方法…………… 226
  - 2. 仕様規定…………… 226
    - 計算・図表問題（択一問題） …… 238
  - 3. 構造計算…………… 248
  - 4. 荷重及び外力、許容  
応力度、材料強度…………… 252
- 第9節 都市計画区域等  
における制限
  - 1. 道路関係の規定…………… 264
  - 2. 用途制限…………… 272
  - 3. 容積率・建蔽率…………… 284
    - 計算・図表問題（択一問題） …… 290
  - 4. 低層住居専用地域等内  
の制限…………… 322
  - 6. 斜線制限…………… 324
    - 計算・図表問題（択一問題） …… 326
  - 7. 日影規制…………… 370
  - 8. 補助的地域地区の制限…………… 372
  - 9. 地区計画等の区域…………… 374
- 第10節 建築協定…………… 382
- 第11節 雑則…………… 388
- 第12節 既存不適格建築物  
・用途変更…………… 398
- 第13節 罰則…………… 408
  - 計算・図表問題（択一問題） …… 412

## 第3編 関係法令

- 第1節 都市計画法…………… 418
- 第2節 消防法…………… 430
- 第3節 バリアフリー法…………… 442
- 第4節 耐震改修法…………… 452
- 第5節 住宅品確法…………… 458
- 第6節 住宅瑕疵担保履行法  
…………… 462
- 第7節 長期優良住宅法…………… 462
- 第8節 景観法…………… 464
- 第10節 土砂災害防止法 …… 466
- 第11節 建築物省エネ法 …… 466
- 第12節 低炭素化法 …… 472
- 第14節 建設リサイクル法  
…………… 474
- その他の関係法令…………… 476
  - 計算・図表問題（択一問題） …… 482

## 本試験において問題冊子の表紙に記載される〔注意事項〕

解答に当たっての留意事項は、下記の（１）～（３）のとおりです。

- （１）適用すべき法令については、令和〇年１月１日現在において施行されているものとしします。
- （２）建築基準法令に定める「構造方法等の認定」、「耐火性能検証法」、「防火区画検証法」、「区画避難安全検証法」、「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」の適用については、問題の文章中に**特に記述がない場合**にあつては**考慮しない**ものとしします。
- （３）地方公共団体の条例については、考慮しないものとしします。

上記の（２）が記載されたのは、令和元年からです。

## 第 1 編

---

# 建築士法・建設業法

チェック	No.	問題	出題年度・番号	頻度
【第1編 建築士法・建設業法】 第1節 建築士法 テキストP.13～				
□□□	1	「設計」とは、その者の責任において設計図書を作成することをいい、「構造設計」とは構造設計図書の設計を、「設備設計」とは設備設計図書の設計をいう。	H2622 -1	
□□□	2	「設計図書」とは、建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)をいい、仕様書を含まない。	R0121 -2	
□□□	3	建築士が工事監理を行う場合は、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するとともに、当該工事の指導監督を行わなければならない。	R0421 -1	★★
□□□	4	「工事監理」とは、その者の責任において、建築工事の指導監督を行うとともに、当該工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。	H2622 -2	★★
□□□	5	一級建築士でなければ設計をしてはならない建築物の工事監理については、一級建築士の指導を受けている場合であっても、二級建築士は行うことができない。	R0421 -3	★★
□□□	6	一級建築士でなければ設計をしてはならない建築物について、当該建築物の設計をした一級建築士の指導の下に、二級建築士は、当該建築物の工事監理をすることができる。	H2721 -1	★★
□□□	7	木造、平家建ての延べ面積450㎡、高さ11m、軒の高さ9mのオーデトリウムを有する集会場を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。	H2921 -3	
□□□	8	延べ面積500㎡、高さ14m、軒の高さ9mの木造の地上3階建ての共同住宅の新築については、一級建築士事務所の管理建築士の監督の下に、当該建築士事務所に属する二級建築士が工事監理をすることができる。	H3028 -4	

答	解説
【第1編 建築士法・建設業法】 第1節 建築士法	
○	士法2条6項及び7項により、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいい、構造設計とは構造設計図書の設計を、設備設計とは設備設計図書の設計をいう。なお、構造設計図書及び設備設計図書については、士法規則1条1項に定められている。
×	士法2条6項により、「設計図書」とは、建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。
×	士法2条8項により、「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。建築工事の指導監督は含まれていない。
×	同上。
○	士法3条1項により、一級建築士でなければ設計をしてはならない建築物の工事監理については、一級建築士が行わなければならない。一級建築士の指導を受けている場合であっても、二級建築士は行うことができない。
×	同上。
×	士法3条1項により、設問のオーデトリウムを有する集会場は、同項一号の延べ面積500㎡を超えず、同項二号の木造建築物の高さ13m、軒の高さ9mを超えず、また同項四号の規模にも該当しないので、一級建築士でなくても、その設計又は工事監理をすることができる。なお、士法3条の2第1項二号により、木造で300㎡を超えているため、二級建築士でなければ、設計又は工事監理をすることができない建築物である。
×	士法3条1項により、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない建築物が規定されており、当該建築物の工事監理は、一級建築士の管理建築士の監督の下にあっても、一級建築士でなければすることができない。設問の建築物は、同条1項二号に該当する。

□□□	9	鉄骨造、高さ10m、軒の高さ9mの共同住宅の新築工事で、住宅の用途に供する部分の床面積が250㎡、自動車車庫の用途に供する部分の床面積が125㎡のものの設計及び工事監理は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。	H2521 -1			
□□□	10	延べ面積1,200㎡、高さ12m、軒の高さ9mの鉄骨造の既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該修繕に係る設計は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。	H2721 -3			★★
□□□	11	延べ面積450㎡、高さ10m、軒の高さ7mの木造2階建ての既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該大規模の修繕に係る設計は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければしてはならない。	R0121 -3			★★
□□□	12	一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、処分歴、定期講習の受講歴等である。	H2923 -1	H2521 -2		★★
□□□	13	一級建築士は、一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、本籍、住所、氏名、生年月日、性別等を国土交通大臣に届け出なければならない。(ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。)	H2923 -2			
□□□	14	建築に関する業務に従事する一級建築士にあっては、勤務先が変わり業務の種別に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。)	R0121 -1	H2721 -2		★★
□□□	15	建築基準法の規定に違反して二級建築士の免許を取り消された者は、その後一級建築士試験に合格した場合であっても、その取消の日から起算して5年を経過しない間は、一級建築士の免許を受けることができない。	H3023 -1			★★★

×		士法3条1項三号により、鉄骨造で延べ面積が300㎡を超える建築物の設計又は工事監理は、一級建築士でなければしてはならない。設問は、延べ面積が375㎡(250㎡+125㎡)であるため、これに該当する。				
○		士法3条2項及び3条の2第2項により、大規模の修繕を行う場合は、その修繕にかかる部分(設問の250㎡の部分)を新築するものとみなして、士法3条から3条の2の規定が適用される。したがって、設問の建築物は、鉄骨造で、延べ面積が30㎡を超えるものに該当することから、一級建築士又は二級建築士でなければその設計又は工事監理をしてはならない。				
○		士法3条2項、3条の2第2項及び3条の3第2項により、大規模の修繕を行う場合は、その修繕にかかる部分(設問の250㎡の部分)を新築するものとみなして、士法3条から3条の3の規定が適用される。したがって、設問の建築物は、木造で、延べ面積が100㎡を超えるものに該当することから、法3条の3第1項により、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。				
○		士法5条1項により、建築士の免許は、名簿に登録することによって行われ、当該名簿の登録事項は同法規則3条に登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、処分歴、定期講習の受講歴等が定められている。				
○		士法5条の2第1項により、一級建築士は、一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、所定の届出事項を国土交通大臣に届け出なければならない。所定の届出事項は、同法規則8条に、本籍、住所、氏名、生年月日、性別等が列記されている。				
○		士法5条の2第1項及び2項並びに同法規則8条1項三号により、業務の種別、勤務先である建築士事務所の名称、開設者の氏名及びその所在地は、当該届出事項に該当し、一級建築士は、これら一定の事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。				
○		士法7条四号により、9条1項四号又は10条1項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許が与えられない。				

□□□	16	建築士法の規定に違反して一級建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者は、一級建築士の免許のみならず、二級建築士又は木造建築士の免許も受けることができない。	H2821-4			★★★
□□□	17	業務に関して不誠実な行為をして建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者は、建築士の免許を受けることができない。	H2621-1			★★★
□□□	18	一級建築士が死亡したときは、その相続人は、その事実を知った日から30日以内に、その旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。	H2721-4			
□□□	19	建築関係法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられた建築士については、執行猶予の言渡しがあった場合であっても、建築士の免許を取り消される。	H2621-2			
□□□	20	建築士が道路交通法違反等の建築物の建築に関係しない罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合には、建築士の免許の取消しの対象とはならない。	H3023-2	H2621-4		★★
□□□	21	一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得たうえで、免許を取り消さなければならない。	H2523-1			
□□□	22	建築士事務所の開設者である一級建築士が、管理建築士講習の義務づけに係る法改正の施行以前から当該建築士事務所に置かれていた管理建築士であって所定の経過措置の期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き管理建築士として置いている場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2523-4			

○	同上。
○	同上。業務に関して不誠実な行為をして士法10条1項二号により建築士の免許を取り消された場合も同様である。
○	士法8条の2第1項一号により、一級建築士が死亡したときは、その相続人は、その事実を知った日から30日以内に、その旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
○	士法9条1項二号及び三号、同法8条の2第二号により、同法7条二号に該当するに至った旨の届出又は事実が判明したときは、建築士の免許を取り消される。設問の場合は、同法7条二号に該当し、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は、建築士の免許を取り消される。執行猶予の言渡しがあった場合、刑の執行は一定期間猶予されるが、有罪判決を受けたという刑の言渡しはなくなっておらず、刑に処せられていることになるため、執行猶予の言渡しがあった場合であっても、免許を取り消される。
×	士法9条1項二号及び三号。建築士が、士法7条二号の禁錮刑以上の刑に処せられるに至った場合、士法8条の2第二号に該当し、士法9条1項二号及び三号により、国土交通大臣又は都道府県知事は、建築士の免許を取り消さなければならない。
×	士法9条1項四号により、国土交通大臣は、その免許を受けた一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、当該一級建築士の免許を取り消さなければならない。この際、中央建築士審査会の同意は必要ない。なお、士法10条4項により、同条1項の一号(建築関係法令違反)、二号(不誠実行為)により業務停止、免許取消の懲戒処分をする場合は、中央建築士審査会の同意が必要である。
○	管理建築士講習の義務づけに係る法改正の施行以前から建築士事務所に置かれていた管理建築士については、所定の経過措置の期限(法改正施行後3年。平成23年11月27日)までに管理建築士講習の課程を修了すればよいとされていたが、その期限を過ぎた場合は管理建築士不設置となる。士法24条1項及び2項により、建築士事務所の開設者である一級建築士が、管理建築士を置かない場合は、士法10条1項一号の建築関係法令違反に該当し、業務停止等の懲戒処分の対象となる。

□□□	23	一級建築士たる工事監理者として、工事監理を十分に行わなかったことにより、施工上重大な欠陥を見逃した場合には、当該一級建築士は懲戒処分の対象となる。	H2729 -1		★★
□□□	24	建築物の工事監理者として適正な工事監理を十分に行わなかったため、設計図面と異なる施工が行われた場合、当該一級建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2326 -1		★★
□□□	25	建築確認の必要な建築物の設計者として、建築確認の申請を行わずに工事を施工することについて、当該建築物の工事施工者からの相談に応じた一級建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2928 -1	H2326 -1	★★
□□□	26	建築士事務所登録の有効期間の満了後、更新の登録を受けずに、業として他人の求めに応じ報酬を得て設計等を行った一級建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2928 -2	H2326 -2	★★★
□□□	27	建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て設計業務を業として行った場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2523 -3		★★★
□□□	28	建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て工事監理業務を業として行った場合には、当該建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	R0128 -2	H2823 -2	★★★
□□□	29	一級建築士たる建築士事務所の開設者として、建築士事務所の業務を廃止したにもかかわらず、業務廃止から30日以内に廃業届を提出しなかった場合には、当該一級建築士は懲戒処分の対象となる。	H2729 -1		

○		士法18条3項により、建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されるよう適正な工事監理をしなければならない。設問は、これに違反するため、士法10条1項一号により懲戒処分の対象となる。			
○		同上。			
○		士法21条の3により、建築士は、法令に違反する行為について、相談に応じてはならない。設問において、建築確認の申請を行わずに工事を施工することは、建築基準法6条1項に違反する行為であり、その相談に応じることは士法21条の3に違反するため、士法10条1項一号により懲戒処分(戒告、業務停止、免許取消)の対象となる。			
○		士法23条の10第1項により、建築士は、士法23条の3第1項に規定する建築士事務所の登録を受けずに、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等(設計、工事監理、工事契約事務、工事指導監督、調査又は鑑定、手続の代理)を業として行ってはならない。登録の有効期間(5年)の満了後、更新の登録を受けなければ士法23条3項に違反するため、士法10条1項一号により懲戒処分の対象となる。			
○		同上。			
○		同上。			
○		建築士法23条の7(廃業等の届け出)及び10条1項一号に該当し、懲戒処分の対象となる。			

□□□	30	複数の一級建築士事務所の開設者である一級建築士が、管理建築士の欠員が生じた一級建築士事務所について、別の一級建築士事務所の管理建築士を一時的に兼務させた場合、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2928 -□			
□□□	31	建築士事務所の開設者である一級建築士が、委託者の許諾を得て、延べ面積500㎡の建築物の新築に係る設計業務を、一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2928 -ハ			
□□□	32	一級建築士たる工事施工者として、確認済証の交付を受けなければならない建築工事について、確認済証の交付を受けずに当該工事を行った場合には、当該一級建築士は懲戒処分の対象とはならない。	H2729 -ハ			
□□□	33	建築確認の必要な建築物について、建築確認の申請の代理者及び工事監理者でありながら、当該建築物が確認済証の交付を受けないまま工事が着工されることを容認した一級建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2326 -ハ			★★
□□□	34	一級建築士が、工事監理者として、特定工程を含む建築工事において、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できない特定工程後の工程について、中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認した場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2523 -2			★★
□□□	35	建築士でないにもかかわらず、確認の申請の際に一級建築士を詐称した場合には、当該者は罰則の適用の対象とはなるものの、懲戒処分の対象とはならない。	H2729 -ニ			
□□□	36	一級建築士が懲戒処分を受けたときは、国土交通大臣により、処分の年月日、氏名、登録番号、処分の内容、処分の原因となった事実等が公告される。	H2621 -3			

○		士法24条により、建築士事務所の開設者は、建築士事務所を管理する専任の建築士をおかなければならない。登録建築士事務所ごとに専任としなければならない。設問の一時的でも兼務させることは、同法違反である。したがって、士法10条1項一号により懲戒処分の対象となる。				
○		士法24条の3第2項により、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、延べ面積が300㎡を超える新築工事の設計又は工事監理の業務を、一括して他の建築士事務所に委託してはならない。設問の延べ面積500㎡の新築に係る設計業務の一括委託は、委託者の許諾を得た場合においても同法違反であり、士法10条1項一号により懲戒処分の対象となる。				
×		建築基準法6条8項により、確認済証の交付を受けなければならない建築工事については、確認済証の交付後でなければ、工事をしてはならない。したがって、当該一級建築士は、建築士法10条1項一号の懲戒処分の対象となる。なお、違反した工事施工者としても、建築基準法99条1項二号により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。				
○		建築基準法6条8項により、建築確認の必要な建築物については、確認済証の交付を受けた後でなければ、工事をしてはならない。これに違反する工事をすることは工事施工者の違反行為であるが、一級建築士が申請代理人及び工事監理者としてそれを容認することは、業務に関する不誠実な行為であり、士法10条1項二号により懲戒処分の対象となる。				
○		建築基準法7条の3第6項により、特定工程を含む建築工事においては、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、工事を続行してはならない。これに違反する工事をすることは工事施工者の違反行為であるが、一級建築士が工事監理者としてそれを容認することは、業務に関する不誠実な行為であり、士法10条1項二号により懲戒処分の対象となる。				
○		建築士法37条1項一号による罰則の規定を受けるが、同法10条はその免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に適用されるため、建築士でないものは、懲戒処分(戒告、業務停止、免許取消)の対象とはならない。				
○		国土交通大臣又は都道府県知事は、士法10条1項の懲戒処分をしたときは、同5項により、士法規則6条の3で定める事項(処分をした年月日、処分を受けた建築士の氏名と資格の別及び登録番号、処分の内容及び処分の原因となった事実)を公告しなければならない。				

□□□	37	国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができるのは、原則として、一級建築士として5年以上の構造設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う所定の講習の課程をその申請前1年以内に修了した者である。(ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。)	R0123 -3			
□□□	38	設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含めた建築物の設計を行うことができる。	R0322 -4	H2921 -1	H2622 -3	★★★
□□□	39	建築士事務所に属する設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含めた建築物の設計を行うことができる。	R0221 -4			★★★
□□□	40	構造設計一級建築士は、構造設計一級建築士定期講習を受けたときは、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。(ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。)	H2921 -4			
□□□	41	中央指定登録機関が指定された場合には、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務等は中央指定登録機関が行うこととなり、原則として、国土交通大臣はこれらの事務を行わない。	H2521 -4			
□□□	42	建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。	H2728 -1			
□□□	43	工事監理を行う建築士は、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。	R0221 -2			

○	士法10条の3第1項一号により、一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した者は、1年以内に国土交通大臣に構造設計一級建築士証の交付を申請できる。
○	士法10条の3第2項により、設備設計一級建築士は、一級建築士として5年以上設備設計に従事した後、登録機関が行う講習の課程を修了し、申請により国土交通大臣から設備設計一級建築士証の交付を受けたもの等である。したがって、「設備設計一級建築士」は一級建築士として、設備設計以外の設計を含めた建築物の設計を行うことができる。
○	同上。
○	士法10条の3第4項により、構造設計一級建築士は、構造設計一級建築士証に記載された事項等に変更があったときは、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。構造設計一級建築士証には、士法規則9条の3第3項に基づく第3号の3書式により、講習受講履歴が記載される。
○	士法10条の4により、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務等は中央指定登録機関が行うことができ、士法10条の17第1項により、国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、原則として、登録等事務を行わないものとしている。
○	建築士法18条3項により、建築士は、工事監理を行う場合に、工事が設計図書どおりに施工されていないと認めるときは、直ちに工事施工者にその旨を指摘して設計図書どおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。
×	士法18条3項により、建築士は、工事監理を行う場合に、工事が設計図書どおりに施工されていないと認めるときは、直ちに工事施工者にその旨を指摘して設計図書どおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。特定行政庁ではない。

□□□	44	建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、設備設計一級建築士の意見を聴かなければならない。	H2822 -3			
□□□	45	一級建築士は、他の一級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとする場合は、当該一級建築士の承諾を求め、承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。	R0521 -3	H3021 -1		★★★
□□□	46	建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、設計した建築士の承諾を求めることなく、管理建築士としての権限で変更することができる。	H2723 -2			★★★
□□□	47	一級建築士は、設計、工事監理、建築工事の指導監督等の委託者から請求があったときは、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示しなければならない。	H2821 -1			
□□□	48	工事監理を行う一級建築士は、工事監理の委託者から請求があったときには、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示し、工事監理を終了したときには、直ちに、その結果を建築主に工事監理報告書を提出して報告しなければならない。	R0221 -1			
□□□	49	管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括する専任の建築士であるが、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、管理建築士である旨の表示をして記名する必要はない。	H2623 -1			★★★
□□□	50	建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、管理建築士である旨の表示をして記名しなければならない。	H2922 -4			★★★

×	士法18条4項により、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、「建築設備士」の意見を聴くよう努めなければならない。「努力義務」である。また、士法20条の3第1項及び2項により、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計については、「設備設計一級建築士」の関与(設備設計又は法適合確認)が義務付けられている。
○	士法19条により、建築士は、他の建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、その設計をした建築士の承諾を求めなければならない。ただし、承諾を求められない事由があるとき、又は承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
×	同上。設計した建築士の承諾を求めることなく、管理建築士としての権限で変更することはできない。
○	士法19条の2により、一級建築士は、設計等の委託者から請求があったときは、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示しなければならない。また、「設計等」の定義は士法23条1項に規定されており、設計、工事監理、建築工事の指導監督等が該当する。
○	士法19条の2により、一級建築士等は、設計等の委託者から請求があったときには、一級建築士免許証等を提示しなければならない。また、士法20条3項により、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を工事監理報告書等の文書で建築主に報告しなければならない。
○	士法20条1項により、管理建築士ではなく、あくまでも設計を行った建築士が、設計図書に建築士である旨の表示をして記名をしなければならない。
×	同上。

□□□	51	管理建築士は、その建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、設計者である建築士による記名に加えて、管理建築士である旨の表示をして記名しなければならない。	R0222 -4			★★★
□□□	52	建築士事務所が設計業務を受託したときには、その設計図書に建築士事務所名を記載し建築士事務所の印を押した場合においても、当該設計を行った建築士は、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名しなければならない。	H2723 -1			
□□□	53	構造設計一級建築士は、一級建築士でなければ設計できない建築物のうち、建築基準法第20条第1項第一号又は第二号に該当するものの構造設計を行って、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合であっても、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。	R0322 -3			
□□□	54	建築士が工事監理を行う場合は、当該建築士が自ら設計図書を作成した建築物であるか、他の建築士が設計図書を作成した建築物であるかに関わらず、工事監理を終了したときは、直ちに、建築主に結果報告を行わなければならない。	R0421 -2			
□□□	55	建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、原則として、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならない。	H2921 -2			
□□□	56	建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計について、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書においてその旨を明記するように努めなければならない。	R0521 -1			
□□□	57	工事監理を行う建築士は、建築設備士の意見を聴いたときには、その旨を明らかにしたうえで、工事監理終了後、直ちに、その結果を建築主に報告しなければならない。	R0521 -2			

×	同上。
○	士法20条1項により、設計を行った建築士は、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名しなければならない。
×	士法20条2項により、建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、同項ただし書により、士法20条の2第1項又は2項に規定する構造設計一級建築士の関与が義務付けられている場合は、構造設計図書に、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名をするので、この限りでない。設計の委託者に証明書を交付する必要はない。
○	士法20条3項により、建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、建築主に結果報告を行わなければならない。これは、当該建築士が自ら設計図書を作成した建築物であるか、他の建築士が設計図書を作成した建築物であるかを問わない。
○	士法20条3項及び5項により、建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書(工事監理報告書)で建築主に報告しなければならない。大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理において、建築設備士の意見を聴いたときは、原則として、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならない。
×	士法20条5項により、建築士は、建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明記しなければならない。これは義務であり、努力義務ではないので、設問は誤り。なお、士法18条4項により、延べ面積が2,000㎡を超える場合に建築士が建築設備士の意見を聴くのは努力義務であるが、聴いたときは必ずその旨を明記しなければならないと定めている。
○	士法20条3項により、建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書(規則17条の15により「工事監理報告書」)で建築主に報告しなければならない。また、士法20条5項により、建築士は、建築設備に係る工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、その旨を明記しなければならない。

□□□	58	構造設計一級建築士に保有水平耐力計算が必要な高さ60mの建築物の構造設計を依頼したところ、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の交付を受けたので、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示がされていなかったが、当該構造設計図書により建築確認の申請を行った。	H2325 -4			
□□□	59	構造設計一級建築士以外の一級建築士は、高さが60mを超える建築物の構造設計を行った場合においては、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法に規定する構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならない。	H3021 -2			
□□□	60	構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物の工事監理については、構造設計一級建築士以外の一級建築士であっても行うことができる。	R0421 -4			★★★
□□□	61	構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物については、工事監理において、構造設計図書との照合に係る部分についても、構造設計一級建築士以外の一級建築士が行うことができる。	H3021 -3			★★★
□□□	62	建築主は、設備設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物の工事をする場合においては、設備設計一級建築士である工事監理者を定めなければならない。	H2730 -3			★★★
□□□	63	建築士は、建築主から建築基準法に関する基準に適合しない建築物を設計するよう求められた場合にあっては、その相談に応じることが禁止されている。	R0322 -1			
□□□	64	建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めるとともに、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。	R0521 -4			

×		士法20条の2第1項により、構造設計一級建築士は、建築基準法20条一号又は二号の構造設計を行った場合は、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。設問の保有水平耐力計算が必要な高さ60mの建築物は、建築基準法20条二号に該当するので、構造設計一級建築士の表示が必要である。なお、建築士法20条2項により、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書(構造安全証明書)を設計の委託者に交付しなければならないが、建築士法20条の2第1項及び2項の規定の適用により、構造設計一級建築士の関与が必要な場合は除かれている。				
○		高さ60mを超える建築物は、建築基準法20条1項一号の建築物である。士法20条の2第1項により、構造設計一級建築士は、建築基準法20条一号又は二号の構造設計を行った場合は、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならず、また、同条2項により、構造設計一級建築士以外の一級建築士が構造設計を行った場合には、構造設計一級建築士に構造関係規定に適合するかどうかの確認(法適合確認)を求めなければならない。なお、1項の構造設計と2項及び3項の法適合確認を「構造設計一級建築士の関与」という。				
○		士法20条の2により、構造設計一級建築士の関与が義務付けられているのは、一定の建築物の構造設計のみであり、工事監理は義務付けられていない。				
○		同上。				
×		建築士法20条の3第1項により、設備設計一級建築士の関与が義務付けられるのは、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計であり、工事監理は義務付けられていない。				
○		士法21条の3により、建築士は、法令に違反する行為について、相談に応じてはならない。なお、これに違反する場合は、士法10条1項一号により懲戒処分(戒告、業務停止、免許取消)の対象となる。				
○		士法22条1項により、建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。また、同法18条2項により、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。				

□□□	65	建築士事務所に属する一級建築士は、建築物の設計又は工事監理の業務に従事しない場合であっても、所定の一級建築士定期講習を受けなければならない。	R0123 -2			
□□□	66	建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。	R0221 -3	H2622 -4		★★
□□□	67	構造設計一級建築士は、建築士事務所に属さず、教育に関する業務を行っている場合であっても、構造設計一級建築士定期講習を受けなければならない。	H3029 -1	H2730 -4		★★
□□□	68	建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に、一級建築士定期講習を受けなければならない。	H2823 -3	H2521 -3		★★
□□□	69	令和3年度に一級建築士試験に合格し、令和4年度に建築士事務所に所属することとなった一級建築士は、令和7年3月31日までに初めての一級建築士定期講習を受けなければならない。	R0322 -2			
□□□	70	一級建築士定期講習を受けたことがない一級建築士は、一級建築士の免許を受けた日の次の年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合には、所属した日から3年以内に一級建築士定期講習を受けなければならない。	H3021 -4			
□□□	71	一級建築士は、建築士事務所に所属しなくなった後、一級建築士定期講習の受講期間を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合は、遅滞なく、一級建築士定期講習を受けなければならない。	R0523 -3			

○		士法22条の2第一号かつこ書により、建築士事務所に属する一級建築士は、省令により3年ごとに、登録講習機関が行う一級建築士定期講習を受けなければならない。設計又は工事監理に従事しているか否かは関係ない。				
○		士法22条の2第一号及び四号により、建築士事務所に属する一級建築士は、法別表2(1)項の講習を受講しなければならず、構造設計一級建築士は、法別表2(4)項の講習を受講しなければならない。したがって、建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、両方の講習を受けなければならない。				
○		士法22条の2及び別表2により、建築士事務所に所属する一級建築士は、別表2(1)項の講習を受講しなければならず、構造設計一級建築士は、建築士事務所に所属しなくとも、別表2(4)項の講習を受講しなければならない。したがって、建築士事務所に属さない構造設計一級建築士であっても、構造設計一級建築士定期講習を受けなければならない。				
○		士法22条の2、士法規則17条の36により、建築士事務所に属する一級建築士は、登録講習機関が行う一級建築士定期講習を3年ごとに受けなければならない。				
○		士法22条の2及び規則17条の37第1項表1号イにより、「一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始の日(令和4年4月1日)から3年以内に建築士事務所に所属した一級建築士」は、合格した年度の翌年度の開始の日(令和4年4月1日)から3年以内に(令和7年3月31日までに)一級建築士定期講習を受けなければならない。				
×		所属した日から3年以内ではない。士法22条の2及び規則17条の37第1項表1号ロにより、「一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始の日から3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した一級建築士」は、「遅滞なく」一級建築士定期講習を受けなければならない。				
○		士法22条の2及び同法規則17条の37第1項の表の1号ハにより、一級建築士であって、建築士事務所に所属しなくなった後、「当該者が受けた一級建築士定期講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日(4月1日)から起算して3年(一級建築士定期講習の受講期間)」を超えた日以降に建築士事務所に所属した者は、遅延なく、一級建築士定期講習を受けなければならない。				

□□□	72	建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約の当事者となる場合、作成する設計図書の種類や報酬の額等を書面に記載し、署名又は記名押印をして、契約の当事者間で相互に交付(情報通信の技術を利用する方法による場合を含む。)しなければならない。	R0522 -4			
□□□	73	延べ面積400㎡の建築物の新築における設計の契約の当事者は、契約の受託者が設計の一部を再委託する場合にあっては、当該再委託に係る設計の概要並びに当該再委託に係る受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地を、契約の締結に際して相互に交付する書面に記載しなければならない。	R0121 -4			
□□□	74	建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡の建築物の新築について、他の建築士事務所の開設者から設計の業務の一部を受託する設計受託契約を締結したときは、遅滞なく、設計図書の種類、報酬の額及び支払の時期等を記載した書面を、当該委託者である建築士事務所の開設者に交付しなければならない。	R0222 -3			
□□□	75	建築物の大規模の修繕に係る部分の床面積が400㎡である工事の工事監理受託契約の締結に際して、その当事者は、工事と設計図書との照合の方法、工事監理の実施の状況に関する報告の方法、工事監理に従事することとなる建築士の氏名等の所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	H2922 -1			
□□□	76	建築士会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。	R0223 -1			
□□□	77	二級建築士であっても、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合は、一級建築士事務所の開設者となることができる。	H2522 -1			★★
□□□	78	二級建築士は、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合であっても、一級建築士事務所の開設者となることができない。	H2722 -3			★★

○	○	士法22条の3の3第1項により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、同項各号の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付(同条4項により、情報通信の技術を利用する方法による場合を含む。)しなければならない。記載事項について、作成する設計図書の種類は同条1項一号に、報酬の額は同項四号に該当する。				
○	○	士法22条の3の3第1項により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、同項各号に定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。契約の受託者が設計の一部を再委託する場合にあっては、同項六号、同法規則17条の38第六号により、当該「再委託に係る設計の概要」並びに当該再委託に係る「受託者の氏名又は名称」及び当該受託者に係る「建築士事務所の名称及び所在地」を、相互に交付する書面に記載しなければならない。				
○	○	士法24条の8により、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、原則として、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を委託者に交付しなければならない。他の建築士事務所の開設者(委託者)から、設計の業務の一部を受託する設計受託契約であっても同様である。なお、士法22条の3の3により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。				
○	○	士法22条の3の3第1項及び3項により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る工事監理受託契約の当事者は、所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。3項により、建築物の大規模の修繕をする場合は、修繕に係る部分を新築とみなして適用される。記載する所定の事項については、1項各号で、工事と設計図書との照合の方法、工事監理の実施の状況に関する報告の方法(二号)、工事監理に従事することとなる建築士の氏名(三号)等が規定されている。				
○	○	士法22条の4第5項により、建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。				
○	○	士法23条1項により、建築士を使用する者は、登録を受けて事務所の開設者となることができる。したがって、他の要件を満たせば、一級建築士を使用する二級建築士は、一級建築士事務所の開設者となることができる。				
×	×	同上。				

□□□	79	一級建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、登録を受けなければならない。	H2722-2		★★
□□□	80	一級建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令の規定に基づく手続の代理を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)	R0122-1		★★
□□□	81	建築士事務所に属する一級建築士が独立して建築士事務所を開設した場合、当該建築士は建築士事務所の登録を受けることに加えて、自らの建築士免許に関する届出事項である「建築士事務所の名称、開設者の氏名及び所在地」に変更があった旨を、変更のあった日から30日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。	R0523-2		
□□□	82	建築士事務所を開設しようとする者は、設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合であっても、当該建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受ける必要はない。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)	H2722-1		★★★
□□□	83	都道府県知事の登録を受けている建築士事務所に属する建築士は、当該登録を受けた都道府県以外の区域においても、業として他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことができる。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)	R0122-2		★★★
□□□	84	都道府県知事の登録を受けている建築士事務所に属する建築士は、当該登録を受けた都道府県以外の区域においては、業として他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことはできない。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)	H2823-4		★★★

○	士法23条1項により、建築士が他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて都道府県知事の登録を受けなければならない。
○	同上。なお、士法26条の3第1項により、都道府県知事は、指定事務所登録機関に事務所登録等事務を行わせることができる。
○	士法23条1項により、一級建築士は、設計等を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて(開設して)、都道府県知事の登録を受けなければならない。また、同法5条の2第2項及び同法規則8条1項三号により、自らの建築士免許に関する届出事項である「勤務先の名称(建築士事務所にあつては、その名称及び開設者の氏名)及び所在地」に変更があった旨を、変更のあった日から30日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。
○	士法23条の2により、建築士事務所について登録を受けようとする者は、所定の事項を記載した登録申請書をその建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。登録を受けた都道府県以外での業務は可能であり、他の都道府県知事の登録は不要である。
○	同上。
×	同上。

□□□	85	建築士事務所を開設しようとする者は、設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合、業務を行おうとする全ての地域について都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)の登録を受ける必要がある。	R0323 -3		★★★
□□□	86	一級建築士事務所登録簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、建築士事務所の名称及び所在地、管理建築士の氏名、建築士事務所に属する建築士の氏名、処分歴等である。	H2923 -3		
□□□	87	建築士事務所の開設者は、当該事務所に所属する建築士に変更があった場合、管理建築士については2週間以内に、それ以外の建築士については3月以内に、都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)に届け出なければならない。	R0323 -2		★★★
□□□	88	建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の管理建築士の氏名について変更があったときは、2週間以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)	H3022 -2		★★★
□□□	89	建築士事務所の開設者は、建築士事務所に属する建築士の氏名に変更があったときは、30日以内に、その建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)	H2923 -4		★★★
□□□	90	建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに作成する設計等の業務に関する報告書において、当該建築士事務所に属する一級建築士が構造設計一級建築士である場合にあっては、その者が受けた構造設計一級建築士定期講習のうち、直近のものを受けた年月日についても記載しなければならない。	R0123 -4		

×	同上。
○	士法23条の3第1項により、都道府県知事は、建築士事務所の登録の申請があった場合、「登録番号」、「登録年月日」及び士法23条の2各号に規定する「建築士事務所の名称及び所在地」、「管理建築士の氏名」、「建築士事務所に属する建築士の氏名」、同法規則20条の2第1項に規定する「処分歴」等を登録簿に登録しなければならない。
○	士法23条の5第1項及び2項により、建築士事務所の開設者は、士法23条の2第四号(管理建築士)に変更があった場合は2週間以内に、同条第五号(所属建築士)に変更があったときは3か月以内に、その建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
○	同上。
×	同上。
○	士法23条の6により、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに設計等の業務に関する報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。また、同条四号及び同法規則20条の3第1項二号により、建築士事務所に属する一級建築士が構造設計一級建築士である場合にあっては、その者が受けた構造設計一級建築士定期講習のうち、直近のものを受けた年月日についても記載しなければならない。

□□□	91	建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務の実績等を記載した報告書(電子計算機に備えられたファイル等による場合を含む。)を作成し、毎事業年度経過後3月以内に建築士事務所の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。	R0522 -2		★★
□□□	92	建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書(電子計算機に備えられたファイル等による場合を含む。)を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出するとともに、所定の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、各事業年度の末日にその帳簿を閉鎖し、その翌日から15年間保存しなければならない。	H2930 -4		★★
□□□	93	建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に都道府県知事に提出するとともに、業務に関する図書で所属する建築士が建築士事務所の業務として作成した所定の設計図書を作成した日から15年間保存しなければならない。	H2630 -4		
□□□	94	管理建築士は、自らが管理する建築士事務所の規模にかかわらず、当該建築士事務所において専任でなければならない。	R0222 -2		
□□□	95	一級建築士事務所に置かれる管理建築士となるための業務要件としては、一級建築士として3年以上の建築物の設計や工事監理等に従事することが求められる。	R0422 -4		★★★
□□□	96	一級建築士事務所に置かれる管理建築士は、一級建築士として3年以上の建築物の設計又は工事監理に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。	H3022 -1	H2522 -2	★★★

○		士法23条の6により、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書(同法規則20条の3第3項により、電子計算機に備えられたファイル等による場合を含む。)を作成し、毎事業年度経過後3月以内に建築士事務所の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。			
○		士法23条の6により、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書(同法規則20条の3第3項により、電子計算機に備えられたファイル等による場合を含む。)を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出するとともに、士法24条の4、同法規則21条3項により、所定の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、各事業年度の末日にその帳簿を閉鎖し、その翌日から15年間保存しなければならない。			
○		建築士事務所の開設者は、建築士法23条の6により、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に都道府県知事に提出するとともに、同法24条の4第2項、同法規則21条4項及び5項により、業務に関する図書で所属する建築士が建築士事務所の業務として作成した所定の設計図書を作成した日から15年間保存しなければならない。			
○		士法24条1項により、建築士事務所の開設者は、事務所ごとに、その規模にかかわらず、それぞれ事務所を管理する専任の建築士(管理建築士)を置かなければならない。			
×		設問は「一級建築士として(3年以上・・・)」の部分が誤り。士法24条2項により、管理建築士は、「建築士(二級建築士でも木造建築士でも良い)」として3年以上、規則20条の4に定める業務(設計、工事監理、工事契約事務、工事指導監督、調査又は鑑定、手続の代理)に従事した後、法別表3の管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。二級建築士である管理建築士が新たに一級建築士の免許を受けた場合には、一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、一級建築士事務所の管理建築士になることができる。			
×		同上。			

□□□	97	二級建築士として3年以上の建築工事の指導監督に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了し、その後一級建築士の免許を取得した者は、一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、一級建築士事務所における管理建築士となることができる。	H2723 -3			★★★
□□□	98	二級建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した者が、新たに一級建築士の免許を受けて一級建築士事務所の管理建築士になる場合には、改めて管理建築士講習を受けなければならない。	R0123 -1			★★★
□□□	99	建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所において受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定、受託しようとする業務を担当させる建築士等の選定及び配置等の所定の技術的事項を総括するものとする。	R0422 -1	H2922 -3		★★
□□□	100	管理建築士が総括する技術的事項には、他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成が含まれる。	H3022 -3			
□□□	101	建築士事務所に属する建築士は、当該建築士事務所の管理建築士による監督を受ける対象である。	R0523 -1			
□□□	102	建築士事務所の開設者と管理建築士とが異なる場合においては、その開設者は、管理建築士から、建築士事務所の業務に係る所定の技術的事項に関し、必要な意見が述べられた場合には、その意見を尊重しなければならない。	R0122 -3	H2822 -1		★★
□□□	103	建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計の業務を建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。	H2722 -4			

○		同上。				
×		同上。改めて管理建築士講習を受ける必要はない。				
○		士法24条3項により、管理建築士は、建築士事務所において受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定(同項一号)、受託しようとする業務を担当させる建築士等の選定及び配置(同項二号)等の所定の技術的事項を総括する。				
○		士法24条3項各号により、管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、設問の「他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成」は同項三号に規定されている。なお、同条4項により、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合は、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとされている。				
○		士法24条3項四号により、管理建築士は、建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保について、技術的事項を総括する。したがって、建築士事務所に属する建築士は、管理建築士による監督を受ける対象である。				
○		士法24条4項により、管理建築士は、建築士事務所の開設者と異なる場合、開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。さらに、同条5項で開設者は管理建築士の意見を尊重しなければならないと規定されている。なお、士法24条の4及び士法規則21条1項八号により、この意見の概要は、帳簿の記載事項とされている。				
○		士法24条の3第1項により、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者(個人の建築士など)に委託してはならない。				

□□□	104	建築士事務所の開設者は、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。	H2728-2		★★★
□□□	105	建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。	H2522-3		★★★
□□□	106	建築士事務所の開設者は、延べ面積が400㎡の建築物の新築工事に係る設計及び工事監理の業務を受託した場合、委託者の許諾を得た場合には、受託業務の一部である工事監理の業務について、一括して他の建築士事務所の開設者に再委託することができる。	R0122-4		★★★
□□□	107	建築士事務所の開設者に帳簿及び図書の保存が義務付けられる対象となる建築物は、確認済証の交付を受けることが必要とされる建築物に限られている。	R0324-1		
□□□	108	建築士事務所の開設者に保存が義務付けられている帳簿の記載事項は、業務の概要、報酬の額、業務に従事した建築士の氏名等である。	R0324-3		
□□□	109	建築士事務所の開設者は、「配置図、各階平面図等の設計図書」、「工事監理報告書」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行った場合に必要図書」で、保存しなければならないと定められているものについては、作成した日から起算して15年間保存しなければならない。	R0222-1		★★
□□□	110	建築士事務所の開設者に保存が義務付けられている図書は、「配置図、各階平面図、構造詳細図等の設計図書」、「工事監理報告書」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行った場合に必要図書」である。	R0324-2		★★

○		士法24条の3第2項により、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計又は工事監理の業務(いずれも延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係るものに限る)を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。			
○		同上。			
×		同上。			
×		士法24条の4第1項及び2項により、建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する帳簿及び図書を保存しなければならない。この対象は、確認済証の交付を受けることが必要な建築物に限られていない。			
○		士法24条の4第1項及び士法規則21条1項により、建築士事務所の開設者は、帳簿に、その建築士事務所の業務の種類及びその概要、報酬の額、業務に従事した建築士の氏名、管理建築士から述べられた意見の概要等を記載しなければならない。			
○		建築士法24条の4第2項、規則21条4項及び5項により、建築士事務所の開設者は、建築士事務所の業務に関する図書で所属する建築士が建築士事務所の業務として作成した「配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図などの設計図書」、「工事監理報告書」又は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行った場合に必要図書(評価の結果に関する書面又は建築主から評価及び説明を要しない旨の意思の表明があった場合の書面)」を作成した日から15年間保存しなければならない。			
○		同上。			

□□□	111	建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結する場合、あらかじめ、建築主に対して、報酬の額や契約の解除に関する事項等の重要事項について、所定の方法により管理建築士や当該事務所に所属する建築士に説明させる必要がある。	R0323 -1			★★★
□□□	112	建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとする場合においては、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、所定の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。	H2829 -2	H2528 -1		★★★
□□□	113	建築士事務所の開設者は、建築物に関する調査の業務を受託する場合、その委託者に対して、建築士法に基づく重要事項の説明や契約を締結したときの書面の交付を行わなければならない。	R0522 -1			★★
□□□	114	建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理以外の業務について、建築主から受託する場合にあっては、建築士法に基づく重要事項の説明や契約を締結したときの書面の交付を行わなければならない。	H2623 -4			★★
□□□	115	建築士事務所の開設者が建築主との設計受託契約の締結に先立って管理建築士等に重要事項の説明をさせる際に、管理建築士等は、当該建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。	H2922 -2	H2623 -2		★★
□□□	116	建築士事務所の開設者は、他の建築士事務所の開設者から設計及び工事監理以外の業務を受託する場合においては、契約締結後、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を交付しなければならない。	H2829 -1	H2528 -4		★★

○		士法24条の7第1項により、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士や当該事務所に所属する建築士(管理建築士等)をして、報酬の額や契約の解除に関する事項など、同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。				
○		同上。				
×		士法24条の7第1項(重要事項の説明)、士法22条の3の3第1項(延べ面積300㎡超の場合の書面の交付)及び士法24条の8第1項(延べ面積300㎡以下の場合の書面の交付)により、建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理については重要事項の説明や契約を締結したときの書面の交付を行わなければならないが、設計又は工事監理以外(契約事務・工事指導監督・調査鑑定・手続代理)については、この義務はない。				
×		同上。				
○		士法24条の7第2項により、建築士事務所の開設者が建築主との設計受託契約の締結に際して管理建築士等に重要事項の説明を行わせる際には、管理建築士等は、当該建築主に対し、要求の有無にかかわらず、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。				
×		建築士法24条の8第1項により、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならないが、設計又は工事監理以外の業務を受託する場合には、書面を交付する義務はない。				

□□□	117	延べ面積200㎡の建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、契約の締結に際して、作成する設計図書の種類、設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、報酬の額及び支払いの時期、契約の解除に関する事項、その他所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	H2821 -3			
□□□	118	建築士事務所の開設者は、建築主から受託した設計の業務の一部を他の建築士事務所に再委託する場合にあっては、当該設計受託契約を締結したときに当該建築主に交付する書面等において、当該再委託に係る設計の概要、再委託の受託者の氏名又は名称等を記載しなければならない。	H2623 -3			
□□□	119	建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。	R0323 -4	H2822 -4		★★
□□□	120	建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準については、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、定めることができる。	H2522 -4			
□□□	121	設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとするときは、委託者及び受託者は、国土交通大臣が定める報酬の基準に準拠した委託代金で当該契約を締結するよう努めなければならない。	H2821 -2			
□□□	122	建築士事務所の開設者が建築基準法に違反して建築士免許を取り消された場合、当該建築士事務所の登録は取り消される。	R0223 -4			
□□□	123	帳簿や図書の保存義務を怠った場合、建築士事務所の開設者に対しては、戒告、1年以内の事務所閉鎖の命令又は事務所登録の取消しの処分が行われる場合がある。	R0324 -4			

×		士法22条の3の3により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。設間は200㎡であるため、相互に交付する必要はない。なお、建築士事務所の開設者は士法24条の8により、延べ面積が300㎡を超えない建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約であっても、当該締結をしたときは、遅滞なく委託者に書面を交付しなければならない。				
○		士法24条の8第1項により、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、同項一号及び二号に規定された事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。同項一号により、記載内容には、士法22条の3の3第六号、士法規則17条の38の記載事項も含まれる。したがって、同規則第六号により、受託した設計業務の一部を他の建築士事務所に再委託する場合には、「当該再委託に係る設計の概要、再委託の受託者の氏名又は名称など」について記載した書面を交付しなければならない。				
○		士法24条の9により、建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。				
○		士法25条により、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めることができる。なお、士法22条の3の4により、設計又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、この基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならない。				
○		士法25条により、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めることができる。また、士法22条の3の4により、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、この基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならないと規定されている。				
○		建築士事務所の開設者が建築基準法に違反して建築士免許を取り消されると、士法10条1項による懲戒処分を受け、士法7条四号、士法23条の4第1項二号に該当する者となる。したがって、士法26条1項二号により、都道府県知事は、建築士事務所登録を取り消さなければならない。				
○		士法26条2項一号により、帳簿や図書の保存義務を定めた士法24条の4の規定に違反した場合、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、1年以内の期間を定めて事務所の閉鎖を命じ、又は事務所登録を取り消すことができる。				

□□□	124	管理建築士が建築基準法の違反によって免許取消しや業務停止等の処分を受けた場合、その処分が自宅の設計など建築士事務所の業務によらないものであっても、当該建築士事務所は閉鎖処分の対象となる。	R0422 -3			
□□□	125	建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為により建築基準法の規定に違反し、懲戒処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。	H2723 -4			★★★
□□□	126	建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為により建築基準法の規定に違反し、懲戒処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。	H3023 -3			★★★
□□□	127	建築士事務所に属する建築士が、その業務における建築基準法の違反行為によって免許を取り消された場合、当該建築士事務所の開設者に課せられる処分は、「戒告」又は「1年以内の事務所の閉鎖命令」のいずれかである。	R0523 -4			★★★
□□□	128	建築士事務所に属する者で建築士でないものが、当該建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計又は工事監理をしたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。	H3023 -4	H2822 -2		★★
□□□	129	都道府県知事は、建築士法の施行に関し必要があると認めるときは、一級建築士事務所の開設者又は管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書等の物件を検査させることができる。	H3022 -4			
□□□	130	都道府県知事により指定事務所登録機関が指定された場合、建築士事務所の登録を受けようとする者は、一級建築士事務所の場合においても、原則として、登録申請書を当該指定事務所登録機関に提出しなければならない。	H2823 -1			

○	士法26条2項四号により、管理建築士が士法10条1項一号(建築物の建築に関する法律に違反)の規定による処分を受けた場合、その処分が建築士事務所の業務によるか否かを問わず、都道府県知事は、建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて事務所の閉鎖を命じ、又は事務所の登録を取り消すことができる。
○	士法26条2項五号により、建築士事務所に属する建築士が、その業務として行った行為を理由として、同法10条1項の懲戒処分を受けた場合、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、「戒告し」若しくは「1年以内の期間を定めて事務所の閉鎖を命じ」又は「事務所の登録を取り消す」ことができる。
○	同上。
×	同上。
○	士法26条2項八号により、建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、違法に建築物の設計又は工事監理をした場合、都道府県知事は、事務所登録の取消し等の処分をすることができる。
○	士法26条の2第1項により、都道府県知事は、建築士法の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。
○	士法26条の3により、都道府県知事が指定事務所登録機関を指定した場合、同法26条の4により、同法23条の2の登録の申請は読み替えられ、一級、二級、又は木造建築士事務所のいずれであっても、登録申請書の提出先は、指定事務所登録機関となる。

□□□	131	建築士事務所協会は、建築主等から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所の開設者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。	R0223 -2		
□□□	132	建築士事務所の開設者は、建築士事務所の登録の更新を怠り、都道府県知事により当該登録を抹消されたにもかかわらず、報酬を得て、設計等を業として行った場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。	R0522 -3		
□□□	133	建築士事務所の開設者が、管理建築士の退職後に代替りの管理建築士を置かなかった場合、その建築士事務所の登録は取り消され、その開設者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。	R0422 -2		
□□□	134	建築士事務所の開設者が、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませたときは、当該建築士事務所の開設者は罰則の適用の対象となる。	R0128 -4		
□□□	135	国土交通大臣が建築士の業務の適正な実施を確保するため、一級建築士に対し業務に関する報告を求めた場合に、当該建築士がその報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該建築士は、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。	H2824 -1		
□□□	136	国土交通大臣が建築士の業務の適正な実施を確保するため、国土交通省の職員に開設者が法人である建築士事務所に立ち入り当該建築士事務所に属する者に質問させた際に、その者がその質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたときは、その者のほか、その者が所属する法人も、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。	H2824 -2		

○		士法27条の5第1項により、建築士事務所協会は、建築主等から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所の開設者が協会会員であるか否かにかかわらず、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。			
○		士法23条の8第1項二号により、開設者が建築士事務所の登録の更新を怠ると、都道府県知事により登録を抹消される。登録を抹消されたにもかかわらず、報酬を得て、設計等を業として行うことは、同法23条の10第1項又は第2項の規定に違反する。したがって、同法37条九号により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。			
○		士法26条1項二号により、都道府県知事は、建築士事務所の開設者が士法23条の4第1項十号(管理建築士を欠く者)に該当した場合、建築士事務所の登録を取り消さなければならない。さらに、士法37条十号により、士法24条1項(管理建築士を置く義務)に違反した場合、開設者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。			
○		士法24条の2により、建築士事務所の開設者は自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならない。違反した建築士事務所の開設者は、士法37条十一号により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる。			
○		士法10条の2第1項及び士法40条一号により、国土交通大臣が一級建築士に対し業務に関する報告を求めた場合に、当該建築士がその報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、30万円以下の罰金刑の対象となる。			
○		士法10条の2第1項、士法40条三号及び士法42条により、国土交通大臣が、国土交通省の職員に開設者が法人である建築士事務所に立ち入り当該建築士事務所に属する者に質問させた際に、その者が質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたときは、その者のほか、その者が所属する法人も、30万円以下の罰金刑の対象となる。			

□□□	137	建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別に変更があった場合に、3月以内に、その旨を都道府県知事に届け出ないときは、当該建築士事務所の開設者及び管理建築士のいずれも罰則の適用の対象となる。	R0128 -3		★★
□□□	138	建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別に変更があった場合に、3月以内に、その旨を都道府県知事に届け出ないときは、当該建築士事務所の開設者及び管理建築士は、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。	H2824 -3		★★
□□□	139	建築士事務所の業務に関する設計図書の保存をしなかった者や、設計等を委託しようとする者の求めに応じて建築士事務所の業務の実績を記載した書類を閲覧させなかった者は、10万円以下の過料に処される。	R0223 -3		
□□□	140	管理建築士等が、建築主に対して設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する重要事項について説明する際に、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなかったときは、当該建築士は、10万円以下の過料の適用の対象となる。	H2824 -4		

×		士法23条の5第2項により、建築士事務所の開設者は、士法23条の2第五号の所属建築士の氏名及び資格の別に変更があったときは、3月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。さらに、士法40条九号により、30万円以下の罰金刑の対象となる。罰金の対象者は届出をした者、すなわち開設者であり、管理建築士は対象とならない。			
×		同上。			
×		建築士事務所の開設者は、士法24条の4第2項の業務に関する設計図書の保存義務、士法24条の6の業務の実績等を記載した書類の閲覧義務に違反した場合、士法40条十二号及び十四号に該当し、30万円以下の罰金刑に処される。			
○		士法24条の7第2項及び士法43条一号により、管理建築士等が重要事項について説明する際に、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなかったときは、10万円以下の過料の対象となる。なお、過料は行政罰で前科にならないが、罰金は刑事罰で前科となる。			

No. 141 建築士法 B □□□ R0423

A欄に掲げる「建築士等に義務付けられる行為等」とB欄に掲げる「義務付けの対象等」の組合せのうち、B欄において、**建築士法による義務付けの対象等とされていないものを含むものは、次のうちどれか。**

A欄 (建築士等に義務付けられる行為等)	B欄 (義務付けの対象等)
1. 建築士免許証(免許証明書を含む。)の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計等の委託者から請求があったとき</li> <li>・建築主に対して、契約内容などの重要事項の説明をするとき</li> </ul>
2. 定期講習の受講	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての一級建築士</li> <li>・全ての二級建築士</li> <li>・全ての木造建築士</li> <li>・全ての構造設計一級建築士</li> <li>・全ての設備設計一級建築士</li> </ul>
3. 設計図書その他の書面への記名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、設計を行ったとき</li> <li>・構造設計一級建築士が、構造関係規定の法適合確認を行ったとき</li> <li>・設備設計一級建築士が、設備関係規定の法適合確認を行ったとき</li> </ul>
4. 建築士事務所に閲覧のために備え置く書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士事務所の業務の実績を記載した書類</li> <li>・建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類</li> <li>・損害賠償に必要な金額を担保するための措置の内容を記載した書類</li> <li>・建築士事務所の業務及び財務に関する書類</li> </ul>

解 説

1. 正しい。士法19条の2により、建築士等は、設計等の委託者から請求があったときは、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。また、士法24条の7第2項により、管理建築士等は、同条1項に基づき、建築主に対して契約内容などの重要事項の説明をするときは、建築主からの請求の有無にかかわらず、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。
2. 誤り。士法22条の2第一号から三号までのかつこ書により、定期講習を受けなければならない建築士は、建築士事務所に属するものに限る。したがって、全ての建築士が定期講習を受けなければならないとする設問は、誤りである。なお、同条四号及び五号により、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士は、建築士事務所に属するか否かにかかわらず定期講習を受けなければならない。
3. 正しい。士法20条1項により、設計を行った建築士は、その設計図書に建築士である旨の表示をして記名しなければならない。また、士法20条の2第3項及び士法20条の3第3項により、構造設計一級建築士が構造関係規定の法適合確認を行ったとき、設備設計一級建築士が設備関係規定の法適合確認を行ったときは、設計図書に記名しなければならない。
4. 正しい。士法24条の6により、建築士事務所に閲覧のために備え置く必要がある書類は、建築士事務所の業務の実績を記載した書類(一号)、建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類(二号)、損害賠償に必要な金額を担保するための措置の内容を記載した書類(三号)、建築士事務所の業務及び財務に関する書類(四号)である。

【第1編 建築士法・建設業法】 第2節 建設業法		テキストP.28～			
□□□	142	建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、原則として、所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	H2528 -3		★★★
□□□	143	建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、原則として、工事内容、請負代金の額、工事着手の時期及び工事完成の時期、請負代金の支払いの時期及び方法、契約に関する紛争の解決方法、その他所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	H2829 -4		★★★
□□□	144	建設工事の請負契約の当事者は、書面による契約の締結に際して、注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定めを記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	H1620 -2		★★★
□□□	145	共同住宅を新築する建設工事以外の工事について、元請負人は、その請け負った建設工事を、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、一括して他人に請け負わせることができる。	H1620 -3		★★
□□□	146	建設工事の元請負人は、請け負った共同住宅の新築工事については、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合においては、一括して他人に請け負わせることができる。	H2728 -4		★★
□□□	147	請負人は、その請け負った建設工事の施工について、工事監理を行う建築士から工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。	H2728 -3		
□□□	148	建設工事の注文者から報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する委託契約は、建設業法の規定を適用しない。	H1620 -5		

【第1編 建築士法・建設業法】 第2節 建設業法	
○	建設業法19条1項により、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、原則として、同条各号に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
○	同上。
○	同上。建設業法19条1項十号。
○	建設業法22条3項及び同法令6条の3により、建設業者は、原則として、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせてはならないが、共同住宅の新築以外の建設工事で、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、一括して下請けに出すことができる。
×	同上。共同住宅の新築工事については一括して他人に請け負わせることはできない。
○	建設業法23条の2により、請負人は、その請け負った建設工事の施工について建築士から工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。
×	建設業法24条により、委託その他いかなる名義をもってするか否かを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、建設業法の適用を受ける。

□□□	149	建設業者は、発注者から請負代金の額が4,000万円の診療所の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者を専任の者としなくてよい。	R0430 -2			★★★
□□□	150	建設業者は、注文者から請負代金の額が2,500万円の集会場の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者を専任の者としなくてもよい。	H2629 -1	H1620 -4		★★★
□□□	151	建設業者は、発注者から請負代金の額が7,000万円の事務所の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者又は監理技術者を専任の者としなくてよい。	R0530 -3			★★★
□□□	152	国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が7,000万円の下請契約を締結したときは、当該許可を受けた建設業者に対して、必要な指示をすることができる。	H1620 -1			

○	建設業法26条3項により、公共性のある施設等又は多数の者が利用する施設等に関する重要な建設工事で同法令27条で定めるものについては、主任技術者又は工事監理者は、原則として、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。設問の診療所は、同法令27条1項三号トに該当するが、同項本文かつこ書により請負代金の額が4,000万円(建築一式工事で8,000万円)以上ではないため、専任の者としなくてよい。
○	同上。設問の集会場は、同法令27条1項三号ヌに該当するが、同項本文かつこ書により請負代金の額が4,000万円(建築一式工事で8,000万円)以上ではないため、専任の者としなくてよい。
○	同上。設問の事務所は、同法令27条三号ヲに該当するが、同条本文の「工事1件の請負代金の額が4,000万(建築一式工事の場合は8,000万)以上のもの」に該当しない。したがって、専任としなくてよい。
○	建設業法28条1項七号、同法令2条により、建設業者(下請業者)が、〔特定建設業者以外の建設業者、すなわち下請金額が4,500万円(建築工事業の場合は7,000万円)以上の下請契約を締結できる許可を受けていない建設業者〕と、そのような下請契約を締結した場合、国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な指示をすることができる。